

令和5年第4回

定例会会議録

会 期

令和5年12月 7日（木）から
令和5年12月15日（金）まで

会 議 日

令和5年12月 7日（木）
令和5年12月15日（金）

東 串 良 町 議 会

令和5年第4回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和5年12月7日 午前9時30分
散 会 令和5年12月7日 午後2時40分

出席議員（10人）

1番 上 池 勝 彦
3番 児 玉 勇 治
5番 牧 原 完 治
7番 前 田 隆
9番 宮 地 利 雄

2番 小 川 香 織
4番 瀬戸山 譲 一
6番 西 園 貞 美
8番 上 園 ミ キ
10番 田之畑 稔（14時退席）

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 瀬戸山 譲 一

5番 牧 原 完 治

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜 屋 啓 子

書 記 清 瀧 美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長 宮 原 順
副町長 大 園 保 広
教育長 金 久 三 男
会計管理者 前 田 秀 一
総務課長 江 口 勝 志
農林水産課長 瀬戸山 雅 樹
福祉課長 倉ヶ崎 和 治
税務課長 西 田 博 文
建設課長 寺 園 竜 二

住民課長
企画課長
まちづくり推進課長
農地課長兼農業委員会事務局長
管理課長兼学校給食共同調理場所長
社会教育課長
総務課長補佐

有 嶋 義 昭
中 島 孝 一
上 原 久
上 野 勝 志
中小野田 輝幸
吉 留 潤一郎
上 野 史 生

議 事 日 程

会議に付した事件

一般質問の目次

会 議 の 経 過

別紙のとおり

議事日程のとおり

別紙のとおり

別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第46号 東串良町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第47号 東串良町農業用施設立地促進条例の制定について
- 日程第 6 議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第49号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第50号 東串良町職員の給与に関する条例及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第51号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第52号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第53号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第12 議案第54号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第55号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第56号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第57号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 一般質問

一般質問の目次

質 問 者	質 問 事 項	掲載ページ
上 園 ミ キ	1. 交通弱者対策について	p. 9～
瀬戸山 譲一	1. 本会議の状況を伝える動画配信サイト・YouTubeについて	p. 15～
	2. 複合施設について	p. 17～
	3. 情報提供と共有について	p. 24～
	4. 教育行政について	p. 25～
	5. 地域コミュニティ形成について	p. 27～
牧 原 完 治	1. 水道事業について	p. 30～
	2. デジタル弱者対策について	p. 33～
	3. 物産館について	p. 35～
小 川 香 織	1. 農業支援について	p. 38～
	2. 教育について	p. 47～
	3. 住宅支援について	p. 53～
	4. 防犯について	p. 54～
	5. 物価高騰経済対策と生活困窮者対応について	p. 56～
宮 地 利 雄	1. インボイス制度の周知について	p. 57～
	2. 保育基準の緩和について	p. 59～
	3. 町の女性学級への助成策について	p. 60～
	4. 学校給食費について	p. 62～

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和5年第4回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 瀬戸山譲一議員及び  
5番 牧原完治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの9日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月15日までの9日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付してあります案のとおりですので、御
了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情1件は、配付のとおり、教育産業常任委員会に付託しまし  
たので報告します。

また、議長及び町長の報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評

## 会 議 の 経 過

価報告書（令和４年度事業分）については、配付してありますので、報告を省略します。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

◆ 日程第４ 議案第４６号 東串良町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第４ 議案第４６号 東串良町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

議案第４６号 東串良町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定手続における申請書に添付する書類に関し、設立から間もない団体の申請に対応するため、条例の一部を改正するものでございます。

御審議くださるようよろしくお願いします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

今回、この条例の一部改正ということなんですけれども、当該団体が設立から１年に満たない場合をこれまで制定していなかった理由と、今回その一部を改正することで懸念される事案は何かお答えください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今後の物産館への誘客促進を考えますと、来年３月に期限を迎える指定管理者について、まずは公募により、民間事業者から事業提案をいただき、多くの選択肢の中から、候補者の選定を行うことが必要であると考えたところでございます。先般の公募につきましては、応募件数がゼロ件でしたが、ただ、１件御照会いただいた企業があ

りましたので、新規の企業で、過去の実績関係で申請には至りませんでした。規制を縮小し、再公募により広く、公平・公正にプレゼンの機会を与え、その中で審査させていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

では、今回の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正するということは物産館に対する応募された方が対象になるように今回条例を改正するということでしょうか。多数の方が関わる物産館ですよね。例えば経営経験が短い場合、経営に対する課題への対応力などが懸念されます。そういった場合、相談体制とか、また経営が困難となった際、そのときの対応というのは、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。公の施設というのではなくて、物産館の特別な条例の制定というわけではなく、今回全てを含めた条例の改正ということで検討されているのでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

公の施設ということで、今回条例改正の一部をお願いするものでありますが、現在として公の施設で指定管理を行っているところにつきましては、物産館しかないものと理解しております。

町長が先ほど申しましたとおり、今後公平・公正な公募を行いまして、プレゼンを経て審査会を経て、最終的には議会の皆さんにお願いし、指定管理の方向でいきたいという考えの中で、広く応募していただくという観点からこうやって規制緩和という形でさせていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

では経営経験が短い場合、経営に対する課題への対応力に対して懸念される場合は、町としてはどのような形で対応されるのでしょうか。こちら物産館に関しては、契約事業者が多かったり、従業員もいらっしゃいます。その中で経験が短い場合の方を今回緩和ということで対象を広げるとなった場合に、やはり様々な懸念が生じると思うのですけれども、その点についてはどのように考えのでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

確かに経験年数の少ない会社につきましては懸念材料もあるわけですが、そこにつきましては、設立間もない経営者でございますので、会社の定款、あるいは資本金、あるいはどういう形で定款の中にいろんな事業をうたわれているのかというところをチェックしながら、最終的には先ほど申し上げましたとおり、審査会の中で審査して行って、町民の代表である議会議員の皆さんで最終的にお諮りして、指定管理の方向に結びたいというふうに考えているところでございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はございませんか。

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいまの文章の中に、設立から間もない団体とあるんですけれども、これが1年以内とか、細かく期限が切ってあるかをお聞きしたいんですけれども。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

この条文を見ていただきますと分かるかと思うんですが、当該団体が設立から1年に満たない場合につきましては、経営状況を説明する書類を提出していただいて、プレゼンの中で議論・協議していくということになるかと思います。1年以上の分につきましては、前回の改正前の条文にありますとおり、損益計算書、あるいは貸借対照表等で確認していくべきものというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

先ほどの質疑の中でお答えいただいた内容を基に反対討論をさせていただきたいと
思います。

今回やはり物産館、様々な契約事業者がいらっしゃること、そのことが生活の一助
になっていることから慎重に指定管理のほうは検討していただきたいと。また、枠を
広げて様々な方が応募しやすいというものを検討されるのはとても素晴らしいことだ
と思うんですけども、そのことによって考えられる懸念に対する補償とか、体制の
ほうもやはりもう一度考えていただいてから条例の改正のほうを担っていただきたい
との思いから反対の討論をさせていただきます。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

私は、賛成の立場で討論させていただきます。

今まで物産館はずっと赤字続きのような感じで出てたわけですね。周りを見てみ
れば大型スーパーがいっぱいありますよね、ミネサキとか、コスモスとか。その中で
戦うのは大変だとは思いますが、やる気のある企業であれば、1年未満の企業
であってもいいんじゃないかと思うんですけど。だからこの案件に関しては、私は賛
成をいたします。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。

これから、議案第46号 東串良町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 5 議案第 4 7 号 東串良町農業用施設立地促進条例の制定について
 - ◆ 日程第 6 議案第 4 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 7 議案第 4 9 号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 8 議案第 5 0 号 東串良町職員の給与に関する条例及び東串良町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 9 議案第 5 1 号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
 - ◆ 日程第 1 0 議案第 5 2 号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第 5 議案第 4 7 号 東串良町農業用施設立地促進条例の制定についてから日程第 1 0 議案第 5 2 号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 6 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第 4 7 号から議案第 5 2 号まで御説明申し上げます。

初めに、議案第 4 7 号 東串良町農業用施設立地促進条例の制定について御説明申し上げます。

町内に農業用施設の新設または増設を行う企業に対して、必要な奨励措置を講ずることにより、本町への企業誘致を促進し、もって農業振興と雇用の増大を図るため、東串良町農業用施設立地促進条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 4 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

学校嘱託医等の報酬や特別職の職員で非常勤のものについて見直したことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 4 9 号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し

上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第50号 東串良町職員の給与に関する条例及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

人事院の給与勧告に基づき、国が給料表及び期末勤勉手当の支給割合等について見直しを行ったことに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第51号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第52号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国民健康施行令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第11 議案第53号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第8号）
 - ◆ 日程第12 議案第54号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 - ◆ 日程第13 議案第55号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）
 - ◆ 日程第14 議案第56号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
 - ◆ 日程第15 議案第57号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第11 議案第53号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第8号）から
日程第15 議案第57号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）までの5件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、議案第５３号から議案第５７号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第５３号 令和５年度東串良町一般会計補正予算（第８号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４，５７０万円を追加し、歳入歳出それぞれ７５億１，２００万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」によるところでございます。

次に、地方債の変更は、「第３表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第５４号 令和５年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５５７万２，０００円を減額し、歳入歳出それぞれ１１億４，７７３万９，０００円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第５５号 令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第３号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，２９６万８，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１０億２，２７０万４，０００円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第５６号 令和５年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７７万３，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ７９４万３，０００円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第５７号 令和５年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８４万３，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１億１，３１６万３，０００円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第16 一般質問

議 長（田之畑）

日程第16 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

おはようございます。

それでは、交通弱者対策について、通告いたしておりましたので、順次質問をさせていただきますと思います。

昨年12月議会の一般質問で町長にお尋ねいたしましたが、その中で、乗り合い制度を活用できる仕組みづくりに取り組みたいと答弁されております。協議は進んでいるのか。また、どのような内容で進んでいるのかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

乗り合いタクシー制度を始めるためには、まず交通会議も兼ねた法定協議会を立ち上げて、交通計画を作成しなければなりません。令和5年度中にこの協議会を立ち上げる予定でございます。令和6年度で法定協議会にて交通計画を作成し、協議、承認の上、国への補助金申請を行い、採択後、実際に乗り合い制度がスタートするのは、令和7年度と位置づけております。

ただし、これはあくまでもスケジュール感を申し上げましたところでございまして、予算確保の問題、国の補助金の採択の可否、システム等の維持管理費が毎年度どの程度必要なのかということも十分確認の上、進めていかなければなりません。

また、タクシー会社が対応していただけるかということも非常に重要となってきております。11月25日付の南日本新聞の国内の14%のタクシー会社の従業員が半減しているとの記事が記載されておりました。鹿児島県は、全国平均を上回る16.7%となっております。タクシーの運転手不足は深刻であります。タクシー会社の協力を得られ、令和7年度から段階的に乗り合いタクシー制度地域を構築できるように頑張りたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

ようやく免許返納を考えていらっしゃる人たちのサポート体制が整えられるということでございますが、これは法定協議会を立ち上げないと国の補助事業はもらえないということでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、答えたそのとおりでございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

いわば、法定協議会を立ち上げてスタートするまで、完全スタートをするまで、令和7年度をめどに頑張っているというようなことでございますけれども、スタートした場合、高齢者の皆さん方にどういうふうな手続をとったら、どういうような利用ができるんだよというところまでしっかりと理解できるような、高齢者の皆さん方が制度はできたけれども、その制度を利用するにはどうしたらいいんだろうかと、手続の問題等も出てくると思いますので、そこら辺のところはしっかりと理解してもらえような啓発活動をしていただきたいというふうに思っております。

それから2番目の質問に入りたいと思います。

乗り合い制度の構築に当たり、交通事業者の体制問題について協議が重ねられているかというところをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今、おっしゃるとおり、令和5年度中に交通会議を兼ねた法定協議会を立ち上げるという意向はK・T交通さんへは伝えてございます。前向きに協議にも参加いただける旨の回答をいただいております。年明け早々にもK・T交通さんとも事前の意見交換会を

行い、法定協議会立ち上げに向けて準備を進めていきたいと考えております。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
8 番 上園議員。

8 番（上 園）  
協議会を立ち上げて、話し合いに参加していただける。積極的に話し合いに参加していただけるということですが、懸念されるような材料は何もないのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）  
お答えいたします。  
懸念される材料ということでございますけれども、先ほどの答弁でも町長からありましたとおり、タクシーの運転手が半減しているというような実態がございます。なかなか若い方の運転手が確保できないという実情も聞いております。その辺りについては、タクシー業者ともしっかりと議論をいたしまして、体制の問題がどうなのかということもきちんと話し合っていきたいというふうに思っております。  
先ほどもK・T交通さんのほうも前向きに協議会に参加するということをおっしゃっていただいておりますので、何とか人員確保につきましては、何とかなるのではないのかなというふうに、現時点では思っているところでございます。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
8 番 上園議員。

8 番（上 園）  
しっかりと、せっかく令和7年スタートを目指して頑張っていらっしゃいますので、いわば、そのスタートしてからいろんな問題も出てくるだろうと思いますが、そこら辺を一つ一つクリアして、高齢者の皆さん方のサポート体制づくりを私は頑張りたいなというふうに思っております。  
それから、3番目の町内巡回バスはしないとの答弁を町長からいただいているわけですが、運行した場合の事業費の計算や、将来にわたっての維持管理費の試算はしたのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

昨年度の答弁の中でも申し上げましたが、仮に町内巡回バスを運行した場合に、低運賃となることが想定されまして、タクシーの利用者が減り、タクシー会社の経営を圧迫することとなりまして、町内に1社しかないタクシー会社が撤退、廃業となる可能性が高くなります。仮にそうなりますと、急ぎの用件等が発生した際に、町内にタクシー会社がないことから、町民の皆さんはとても不自由をされることになりますので、したがって、1社しかないタクシー会社の経営の安定化を図る観点からも、巡回バスの導入は望ましくないという考え方でございます。

巡回バスの事業費や維持管理費の試算はしてないところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

いわば、二兎追う者は一兎も得ずというような状態になったときには困るというような考え方の下で、試算はしなかったということでしょうけれども、一つのを決めるに当たって、乗り合いバスがいいのか、乗り合いタクシーがいいのかというところでのどちらかを決めるにしても、やっぱり私は試算が必要だったんじゃないのかなと。その上で乗り合いタクシーのほうにされたのではないだろうかというふうに考えたわけなんです、そこら辺はどうでしょうか。試算は全くしなかったということでしょうか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

先ほど町長が答弁いたしましたとおり、試算はいたしませんでした。ただ、バスを購入するとなりますと、やはり多額の費用もかかります。そして今度は、実際走らせたときに、乗る方が少なければ、それも無駄ではないかというようなこともあり得ると思います。ですから、バスとなれば低料金となることは考えられますので、それに相当するような内容で、このタクシーによる乗り合い制度というのでも検討いたしております。先進地におきましては、1か月数千円で乗り放題というようなところもあるようでございますので、巡回バスに匹敵するような低料金でできるような、そういったことが構築できないかということをお優先して検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。



議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま他のまちでは数千円で利用できる。1 か月ですよね、その数千円支払いをしたらというのは。まだ本町の場合は、その金額等は、考えていらっしゃるでしょうか。はっきりした数字でなくてもいいんですが、どのぐらいの金額だったら、町民の皆さん方に利用していただけるのかなというところは、考えていらっしゃいませんか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

今年度、交通会議を兼ねた法定協議会を立ち上げることとなっております。そこにはタクシー事業者、それから警察署、国の運輸局、それから公共交通を利用される住民の代表の方とかに入っていただくようにしております。その中でいろいろと協議を重ねまして、妥当な金額というのも算出していくということになりますので、その会議の中で検討していくものでございますので、今ここで金額的なことは申し上げられないところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

できるだけ安い料金というのが希望ですので、町民の皆さん方も希望されるところだというふうに思いますので、十分検討されて、前向きな計画を立てていただきたいというふうに思っております。

それから4 番目であります。利用者の希望は不明であると答弁されておりますが、不明解消のための対策はどのようにされたのかというところをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

交通弱者に対する意見交換を町包括支援センターと行った際、包括支援センターが民生委員や老人クラブの協力を得まして令和4 年度に行った70 歳代、80 歳代、90 歳

代の高齢者1,085名を対象にした生活支援に関する調査結果情報を提供していただくことができました。931名の方から回答がございまして、移動手段の問いに対しまして、自家用車が51%の481名で、その年代内訳は70歳代が46%、222名、80歳代が51%の249名、90歳代が1%の9名という内容でございました。

また、バス利用希望を尋ねたところ、希望ありが33%の314名、希望なしが64%の601名となっております。希望あり314名の年代内訳を見ますと、80歳代が63%の199名を占めております。

また、希望ありと答えた中で、自家用車使用の割合を見ますと、80歳代が59%の72名、70歳代が40%の49名、90歳代が1名となっていることから、免許返納の必要性を感じていることが推測できるという内容となっております。

これらを調査結果も踏まえまして、冒頭の議員の質問でも答弁いたしましたとおり、今後、乗り合いタクシー制度構築に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

やっぱりデータからしてみても、バスよりもタクシーのほうが良いというような結果が出ていますけれども、希望する人は80代が多いのかなというところでございます。そういう感じを持ちました。少しずつ体力も落ちていきます。外出するにもおっくうになって、なかなか出る機会も少なくなっていく。少しでもこの人たちが希望を持って、外に出て、多くの皆さん方と交流ができて、楽しく余生を送られるというような、私はそういうまちにしていきたいというふうに思っております。

今後、関係者間の間で十分な検討をされ、各種支援施策を適切に活用しながら、地域の実情に応じ、効果的、効率的な対策を講じていきたいというふうに思うところでございます。やがて、町民に喜んでもらえる施策に通じるものと、このことが通じるものと思っております。

そして東串良町から買い物弱者がいない、そういう声を聞かないというようなまちにしていきたいというふうに思っております。ようやくスタートしたことが途中で挫折することのないように、もし何かが出てきた場合は、それに向かって、結局は対策を講じて一個一個クリアしていくというような姿勢で臨んでいきたいというふうに思うところであります。

ようやく私が今まで訴えてきたことが形になって現れるようになってきましたので、私は非常に喜んでおります。これから東串良町民が東串良に住んでよかったと思うのは、そういうふうなまちにしたいというのは、町長もみんな、我々議員もみんな一緒だというふうに思っております。それまで、このことが挫折することのないように、気張っていただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（田之畑）

それでは、次に、4番瀬戸山議一議員の発言を許します。

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

通告に従って質問をさせていただきます。・・・聞き取り難し・・・

では、通告の1番目です。本会議の状況を伝える動画配信サイトY o u T u b eについてです。

このY o u T u b eについて、なぜここまで私がこだわるかということですが、これからの東串良を憂う上で、最重要かつ喫緊の課題かなと思っているから、あえてここで1番目に質問をさせていただいたわけです。

それはなぜかということですが、開かれた議会、開かれた行政、これが一番大事なんですね。これをまずやらないことには、よく言われます、議会は何やってんだ、役場は何をやってんだとかよく言われることです。これが一番重要なことなんですということで、今回一番身近なことでは、これは11月7日、先月、ちょうど1か月前に鹿児島に勉強会に行ってきました。これは議会広報広聴研修だったんですが、ここで言われること、住民に読まれ、伝わり、これは議会広報紙ですが、一番大事なことを大きな字で字を色を変えてカラーで刷ってある、見える化なんですね。そして、ここに書いています、いろいろそのこと、見える化をどうするかということで、ここで書いてあります。動画配信も必要なんだと書いてあるんですね。だからY o u T u b eをすることで、何が効果的なのかということとをここで言わないといけないんですが、1年前、去年の10月でしたっけ、我々議会は熊本の甲佐町というところと、それから山都町というところでY o u T u b eを配信するに当たってのメリット・デメリット、そして編集をどうするかということで研修に行っていました。

その中で得られたこと、甲佐町と山都町が何をやっているか。動画配信Y o u T u b eを始めていらっしゃるんですね。それを勉強に行ってきたわけです。具体的にどういふことを言われるかということなんですけれども、まず甲佐町、そこの議長さんが言われました。Y o u T u b e動画配信することによって、一番大事なことで言われました。議員側もですが、執行部側も全員が襟を正すようになったと言われたんですね。つまり町民の皆さんからY o u T u b eで動画を見ていただくことで、もちろん行政が何をやってるのかということですが、議員と役場もみんな襟を正したということ、これが一番のメリットだと言われました。

そして甲佐町、ここは資料まで作ってくださって、我々にレクチャーをしてくださったんですが、メリットは、情報共有化を進めることができる点ですと。デメリットは特に感じていませんということでした。そしてメリット、ここにちゃんと作ってくださっています。議員の主張や人となりがよく分かる。一般質問が終わったらできるだけ早く配信してほしい。そして防災無線を聞き漏らしたがY o u T u b eで見ることができるので助かるでした。山都町は、防災無線でこの様子を音声で放送されるそうです、

町内放送されるそうです。でも聞くことができなかったという方、できるだけ早く配信してほしいということも含めて、町民の皆さんが動画を見たい、それがステータス、つまりさっきの甲佐町の議長もそうですけど、町民の皆さんの受けがすごくよかったということなんですね。自分なりに言わせていただければ、それをやることで、議員側と、それと執行部側の本気度が見れることじゃないかなと思います。

だから今、東串良のY o u T u b eは音声だけで、おとといもある人から言われました。何で静止画だけ、音声だけなんですかと言われました。だから1番目の質問は、2番目の要するに、事務局側に言わせると、機器がまだ整っていないからということでした。

それで1年たったわけですけども、このまま静止画のままでいいのかと、よく町民の皆さんに言われます。町内外の方にも言われます。何で静止画だけなんですかと。だから今、山都町、甲佐町も含めて、町民の皆さんがそういう動画をリアリティーに見ていきたいということを望むのであれば、これはやるべきじゃないでしょうかということ。を前提に1番目の質問に至ったところでございます。

だから、国会も県議会も御覧のとおり、ありのままを出してるわけですね。編集する必要もない。ありのままを出しています。どこの町とは言いませんけれども、この前の9月のあるところの議会で、Y o u T u b eに配信されてしまったあることがありました。ある議員さんがY o u T u b eで居眠りをしているところを町民の皆さんに拝見されて、厳しいお叱りを受けて、次の日謝罪をされたということだったそうです。その町の議員さんに教えていただきましたけれども。だからY o u T u b e動画配信をしないといけないんですよという話です。

前置きはこういう話をしました。町長、質問ですけども、今は静止画ですけども、動画配信の有用性を唱えたわけですけども、町長はどう考えられますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

Y o u T u b eについては、近隣市町の肝付町なども動画配信されていることも確認しているところでございます。私が申すまでもなく、議会の内部のことだと思いますので、議員の皆様で議論を尽くしていただければありがたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今、そういう答弁でしたけど、前置きの話ということ。を前提にして、今お話ししたわ

けですけども、Y o u T u b eは今後ろにいらっしゃる中学生の方々もほとんど見ていらっしゃると思います。今日のこの画面も、二、三日、もしくは1週間の間にはY o u T u b eで見れるわけですね。だから中学生の方々も今日はいいい機会だと思って、こういう話ができることをありがたく思います。

そして、2番目に移ります。

Y o u T u b eを配信するために機器の整備が整っていないから予算が必要だということになればどうかという話なんですけれども、追加補正を組んでいただけるかという質問になっていきますけれども、まず議会がY o u T u b eを賛成しなければ、これは到底今町長が言われたようになせる業じゃないんですね。だから我々、議会のことを内政を含めて言うんですけれども、正直言って、うちの議会はこのY o u T u b e配信、動画に反対されています、ほとんどの方が。だからここは大変難しいことなんですけれども。ここは自分たちはどうにかして動画をみんなやっているわけですから、こじつけるようにやっていかないといけないわけなんですけれども。もし、議会の同意が得られたら追加補正を組んで、ちょっと聞いてみたら四、五十万円かかるんじゃないかという話でした、機器の整備に。もし議会がちゃんとそういう形で、賛成という形で動いたら、町長、四、五十万円と聞いたんですけれども、その追加補正をしてくださるつもりはありますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

さっきもお答えしましたけれども、これは議員の皆様の意向であれば予算を組むことについては可能だと思います。まずは、先ほど申したとおり、まず議員の皆様で議論を尽くしていただきたいというのがお答えであります。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

議員側のほうがまとまったら予算をつけてくださるということで納得しました。

では2番目に移ります。複合施設についてです。

ちょっと読みますね。3月の本会議でも言いました、この場で。町長が令和5年度に対する所信表明演説の中で、複合施設の建設について言及していませんでした。そして、このことを町民の皆さんにも伝えてないですよえといっって、そのとおりですということを町長は言われました。

このことからして、なぜそういうことを言ったかというのは、複合施設が、何か建設があるみたいですよという話をすると、町民の皆さん、ほとんど知っていらっしゃると思います。こういう言い方がいいか悪いかは別として、町民不在、リーダー不在の中で複合

施設というのがどんどん今執り行われているんじゃないかなと。協議会をつくった方がこの前も大阪かどこかに研修に行かれたみたいですけど、そういうことも町民の皆さんはほとんど知っていらっしゃいません。だから言うんですね。議会のほうも複合施設に関しての勉強会は、町長も1回行かれましたね、秋田の八郎潟、それから滋賀県が多賀町、そして今年の8月、岡山の奈義町、そして兵庫県の加古川市、それでこの前、南九州市も行ってきました。そういうふうな研修をしてきました。その中で、奈義町、つまり岸田首相も訪れた子育て支援日本一のまちというところの施設を自分たちは研修に行ってきた。4か月前ですね。その中で渡された資料がこれです。岡山県奈義町少子化対策、町全体での子育てということで、こういう資料を頂きました。この中で、この施設を建てるに当たって、町長がコンセプトをちゃんと町民の方々に打っていらっしゃるんですね。どういう意義で、こういう子育て支援の施設を建てるんだということを言っていらっしゃいます。ここちょっと読んでみます。奥町長という方ですね。まちへの思い。私たちが未来に残せるもの。コンセプトはこれだったそうです。10年後の未来を少しでも想像してみてください。皆さんの家族、住んでいる地域、奈義町はどのようになっている、どのような暮らしをしているのでしょうかという、これもう長いからここで終わりますけれども。町長がちゃんと町民の皆さんにコンセプトを打って、町民の皆さんが納得していただいた上での建物建設だったそうです。町の皆さんがほとんど知らない中で、町報でうたわれたのは、建設推進協議会を立ち上げるに当たって、町民の皆さんから2名をその協議会の委員として募集します。それだけです、町報で訴えたのは。町長は結局、町長、首長はちゃんと言ってるんですね。私は前も言いましたが、沖永良部の知名町、あそこも複合施設を建ててますけど、町長はコンセプトをちゃんと打ってます。だから何度も言いますが、リーダー不在、町民不在の中で執り行われる複合施設はどんなのかなと私はいつも思ってます。

それでちょっとこれは、何年前か記憶は定かではないんですけど、コンセプトとしては、私が今コンセプトという言葉を使ったわけですけど、その総合センター、それから雪山の老人福祉センター、柏原の農業改善センター、これが老朽化したということで、兼ねた複合施設をつくるというのがコンセプトだと思います。そしてちらほら30億円ぐらいかかるんじゃないかという、具体的な金額も聞こえてきます。これを主体的、主体性をもって訴えていくのは町長だと思うんですね。そういう声が一切聞かれない。だから、なぜコンセプトを打たないのか。今からでも打てますか、町長。なぜその複合施設を建てる必要があるかということを町民の皆さんにちゃんと訴えていかないといけない。それはできますか、できませんか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私も議員を十数年しておりましたけれども、行政は生き物ということで、いつも勉強させていただいておりました。今、議員おっしゃるとおり、2期目に入って総合センタ

一の雨漏りがひどくて、後ろ側に、ホールのほうにこんな大きなバケツを15個ぐらい準備して、雨漏りがひどいものですから。これはどうしたのかというと、雨漏りですと。その修理費に約5,000万円使いましたけれども。それと総合センターの食会の加工室があるんですが、あの床下も物すごくゆがみがひどくて、これは何とかせないかなという発想からと、それと雪山にある福祉センターがお風呂のほうで配管があちこち爆裂、それと今回ボイラーを替えなくてはならないという状況が起きております。それと皆さん、先般でしたけれども、給食センターのああいう状況も出てまいりました。これは私の施政方針でうたうことなくして、これはやらなくてはならないという状況が出てきております。そういうことで、だからこういう総合センター、そしてあそこの総合センターの中にも図書室もありますけれども、そういう形で、やがて将来何とかして、これをついにした、1か所にまとめて、別々につくるよりもまとめた複合施設というものの、そういうのが発想してきたものがそういうことなんですよ。

あそこの図書室をできたら図書館としてもっと利用できたらいいなと思っております。それとできたら、子どもたち、今、中学生がいますけれども、そういう方々が集える、そういう場所と、それを1か所で確保できたらいいなと思っております。

今、ここに準備しておりますので、複合施設建設実現に向けての進め方についてですが、順を追って説明させていただきたいと思います。

まずは、このことを進めていくためには、予算を伴います。予算の裏づけもないうちから複合施設建設について、正式に広く町民の皆様へ情報発信するわけにはまいりませんでした。

第1段階といたしまして、基本方針、基本計画に町民の皆様の声を反映して作成することもあります。そのための委託関連予算2,000万円を当初予算に計上いたしまして、予算説明資料にも記載の上、3月の定例会本会議におきまして、町民の代表でもあります議員の皆様へ説明をいたしております。

結果といたしましても、6対3の賛成多数で可決されております。

第2段階といたしまして、基本方針、基本計画を作成するための諮問機関となる町民や学識経験者からなる複合施設検討委員会の設置条例案を6月議会に提案し、一部修正の上、修正可決されました。

これを受けまして、町広報紙6月号で2名の公募の募集を行いまして、その意義も同時に説明を行っております。応募期間までに数名の町民の方々から応募があり、2名を選任いたしました次第でございます。条例に基づきまして、建設検討委員会が全て決定したことを受けまして、8月10日に第1回目の検討委員会を開催いたしました。委員の数は17名で、その内訳は、学識経験者1名、町内各種団体等からそれぞれ推薦のあった13名、町内公募の2名、私、町長が必要と認める者1名となっております。私は、検討委員会に対しましては、複合施設建設に向けた検討が必要との説明を盛り込んだ諮問書にて、諮問を行いました。

第3段階といたしまして、基本方針、基本計画策定に向けた支援業務委託業者選定のための公募型プロポーザル方式による選定を行い、10月に委託業者が確定いたしました。複合施設に関する町民の皆様への情報発信につきましては、議会だよりや町広報紙

などを通じまして、広く町民の皆様に周知がなされております。

まずは、議会だよりについて申し上げますと、広報広聴委員会委員のお立場でもある議員十分承知のとおり、6月12日発行の議会だよりにおきまして、8ページに当初予算の複合施設関連予算に対する討論の内容や、17ページの複合施設に関する一般質問、同じく8月10日発行の議会だよりにおきましては、2ページに複合施設計画に向け前進という大きな見出しで記載されております。さらには、11月10日発行の議会だよりの14ページにおきましても、複合施設に関する一般質問のやり取りが記載されております。

続きまして、町広報紙で申し上げますと、7月10日発行の広報紙におきまして、14ページに東串良町複合施設建設検討委員会公募委員の募集についてという見出しで、2名の方の募集を行いました。

この中で、町では複合施設建設に向けて検討していくため、基本構想、基本計画の策定を行うこと、この基本構想、基本計画の策定等に当たり、設置する東串良町複合施設検討委員会に参加していただける方を募集しますという内容を記したところでございました。来週12月11日に発行予定の広報紙では、新たな複合施設の整備に関わる世帯アンケートの実施についてという見出しで複合施設を整備することを検討していることから、町民の皆様方から複合施設の整備に関する御意見をお聞きし、複合施設の整備方針を示す基本方針、基本計画の策定に役立てていくことを目的としたアンケートであることを説明を行う内容となっております。

このように段階を踏まえまして、しっかりと進めておりますので、町民の皆様への情報提供の一環といたしましては、先ほど申し上げました議会だよりや広報紙による周知、町内の各種団体にも趣旨を説明いたしまして、御理解をいただいた上で、建設検討委員の推薦をいただいております。

以上申し上げましたことを総合的に勘案しますと、いまだに複合施設の整備を検討していることを知らない町民の方が多数であるという議員の申される状況に当たらないと考えております。仮に知らない町民の方がいらっしゃいましたら、町民の代表として議員も現在までの関連議案や去る11月10日に開催されました複合施設に係る調査特別委員会でも説明を受けておられるわけですので、その町民の皆様には議員のほうから説明をいただいたらありがたいなと思っております。

先ほど総合センターの修繕費が5,000万円かかったと申し上げましたが、訂正いたします。5か年で1,250万円でありましたので、訂正いたします。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

頭をかしげてしまいますけれども、議会だよりで発表されたから周知徹底されていくんじゃないかという話ですけれども、ちょっとナンセンスな話じゃないでしょうかね。



町長、学生さんが来ているから教育行政についてもちょっと皆さんに聞いていただきたいから急ぎますけど、こういうようなコンセプトを町長は打てないんですか。町長自らの主義、主張、首長のリーダーシップの取り方ですよ。聞くところによれば、今、建設検討委員会の中でも町長が推薦した人が15名、そして2名入っていらっしゃるんですけども、聞いてみると、意見、質問する方はほとんどいないという感じだそうですね。これではいけないという方もいらっしゃいました。とりあえず町民の皆様に町長自らがこういう具体的なコンセプトを打ってみたらどうですか。町民の皆さん、ほとんど知らないですけど、自分で確認されました。町民の皆さん、ほとんど知らないですよ。これおかしいと思います。

次に行きます。

近隣市町の新施設は赤字補填に苦しんでいる。建設費用、維持管理費等、収支の予測をまず町民の皆さんに提示することが肝要だと考える。その認識を尋ねるということです。

この前、議会でこの建設に関わる特別委員会が開かれました。その場でも言わせていただいたんですけども、近隣市町をいろいろ言って申し訳ないんですけど、ある議員さんから、町民の皆さんから、観客席を充実したような施設をつくってほしいという、そういう案もあったということで、私はそれに対して言わせてもらったのが、そういう施設をつくった内之浦にあるアリーナ、もう今はあそこは閉鎖しています。隣の温泉施設のコスモピアも閉鎖しております。なぜか。永野町長が、もうやめようと。赤字続きだからですよ。そして南から言えば、ネッピー館、そして湯遊ランドあいら、そしてやぶさめ、さくら、そして大崎のあすばる、みんな共通していることは何でしょうか。全部赤字です。前、9月の定例会のときに総務課長にお尋ねした人がいました。今の町の財政はどうですかと言われたときに、総務課長が言われたのは、今、ふるさと納税が最高で17億円、すごくお金が集まったわけですね。それがあから、今、町の財政は何とかやっていけるけど、このふるさと納税が厳しくなれば、また町の財政はかつかつになるということを言われました。だからここで言うんですね、ランニングコストはどうなるのか。これから建設はしたけど、今度、ランニングコスト、維持、運営、管理、これ全部町の一般財源になりますよ。

それで奈義町に、この前の月曜日に電話をして聞いてみたんです。すばらしい子ども支援センターをつくっていらっしゃいました。なぎチャイルドホームと、パンフレットまで作っていらっしゃいます。この前、自分たちに応対してくれた方が電話に出てください、この建設はどういう経緯でつくられたのですかと聞いてみたら、自分も驚天動地、驚いたんですけども、すごい工夫をされていました。実は8月に我々議員が訪問したチャイルドルーム、これは実は昭和48年、ジャスト50年前に建てられた保育園に耐震構造、それから増築、改築を含めて1億1,000万円をかけてやどかり作戦でやりましたと。50年前の建物をリニューアルして新築をしなかったとおっしゃったんですね。それが目的だと。だから類するに、そういう建設にかかるお金が要らなければ教育の方面に十分資金を充当できるという考え方だと思っています。さらに驚いたことには、その1億1,000万円かかった奈義町のチャイルドホームの建設に関わってび

つくりしたのは、これは地方創生資金を国から、そしてB＆G財団からお金を頂いて、町の一般財源を使うことはほぼありませんでしたと。ここは誇らしげに言われましたね。だからこれから財政状態がどんどん世の中が厳しくなる中で、本当にそういうことができるのか、できないのかということを含めて考えていくべきじゃないでしょうか。

それで、東串良町の総合振興計画、そして令和4年、去年ですね、そして2期目のまち・ひと・しごと創生総合戦略にも一切書いてありません。それで自分たちは、今、今日後ろにも来てくださっていますけれども、きもつきの未来を考える会というのをつくって、いろんなことを議論させていただいているんですけれども、一番これから肝要なことは国も言ってます。そして県のチラシがありましたね、各家庭に。これにもちゃんと書いてあります。誰もが安心して暮らし、将来に希望の持てる大隅地域というところで、これからのまちづくりをまず最初にそこを構想を立ててから複合施設を考えるべきじゃないかと思うんです。なぜなら東串良も、あの雪山の温泉、あれ年間、毎年見ていると800万円から900万円の赤字をずっと出していますよ。自分たちが考えていることは、例えば広域連携、地域連携を図ってくださいと、国も県もじゃんじゃん言ってきている、ここにちゃんと書いてあります。そうした場合には、温泉なんか例えば、全部赤字であるならば、東串良の800万円から900万円の赤字、そしてやぶさめも赤字であれば、温泉センターは共同で肝付町と提携してどこか1か所、やぶさめでもいって赤字を半減させますよというものの発想をやっていないといけないと思うんですね。そうすることで、今度考えている複合施設の中の温泉とか何とか、そういうのも考え方が変わってくると思いますよ。町単独でそういうことをやる時代でもなくなった。広域連携、地域連携をすることで考え方も変わってきて、コンセプトを最初から洗い直しをしなければいけない時期に来てるんじゃないかなと思ってます。例えば水道委員会でもありましたね。水道に関しても国、総務省は、例えば隣の鹿屋市と地域連携をもって水道事業もやるべきだというふうな話をされていました。そういう時代です。

だから、まちづくり、協働づくりをまず考えて、コンセプトを出した上での総合的な複合施設ですか。もう1回考えていかないと、こういうふうに意見具申をしてくれる人たちを、私が言うわけじゃないですけど、やっぱり脇に控えて、やっていくべきじゃないかなと思います。どうですか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃるとおりなんですけれども、全部、前も申し上げましたけれども、建物はもう45年、50年となって、それこそ古くなっております。ちょうど私の時代にこういうのが来たのかなと思っておりまして。それと今の総合センターもいまだ修繕ですけれども、あそこをまた補修とかになりますと、低地で昔、でんぷん工場の跡地に建てられたものですから、物すごい湿度が高いもんですから、状況的にあそこはもう建て替えなければならないときが来ておりまして、用地も隣にあるんですけれども、すごい

状況があります。

それと今、議員おっしゃいますお風呂ですね。お風呂は新しい中にお風呂をつくる予定はございません。それよりも温泉券を発行したほうがもっといいということで、それで皆さんに対応していただければありがたいと思っております。今、お風呂においでになる方は1日50名ぐらいなんです。それをさくら温泉とか、そっちに行っていただくような考え方でございます。ちょうど今、老朽化したものが今ちょうど建ってきて、そして、終わりましたけど、管理職の住宅も物すごく古くなっておりまして、白アリも上がってきたりとかで大変な状況もございました。そういうことで、ほかの町村もそうだろうと思うんですけれども、公共施設が老朽化しております。そういうことで、複合施設はそういう中の一環でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

自分の質問がちょっとやっぱりいつものとおりちぐはぐになってますけど、今言ったことを参考にしてください。そして議事録を読んで、これを検討課題とやってください。でないと、長物の建物ができたということになってしまう可能性がありますよ。前も言いましたが、垂水市が庁舎建設を打ってやろうとしましたがけれども、最終的に住民の皆さんの反対が起こって、住民運動、そして住民投票でできなくなりました。決してそういうことがないようにお願いしていきたいと思います。

それでもう一つ懸念されるのは、柏原。前も委員会で言いましたが、スマートシティ、コンパクトシティというところで、いろんなものを池之原の複合施設にまとめればいいんじゃないかという話でしたけれども、そういう話も最近はあまり聞かれなくなりました。柏原をどうするかということは、それも喫緊の課題です。そういう議論もなされているんでしょうか、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

質問は池之原に建設された場合のことですか。

これはまず複合施設の建設場所につきましては、まだまだ白紙の状態でございます。建設検討委員会での議論や、住民アンケートも今出しておりますので、その結果を踏まえまして、浸水地域以外での避難所としての適地であるかということも十分に検討の上、来年4月頃までには決定したいと考えております。

したがいまして、今現時点での建設場所についてのお答えは控えさせていただきます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

そういうことです。私の意見としては、今言われたとおりのことです。十分議論、そして建設委員会でもこのことを話していただきたいと思います。

次に行きます。

情報提供と共有について。これも毎回言ってることです。前回、国や県から出された行政情報、達し事項を提供し、議会とも共有すべきと述べた。このことが協議されたか、尋ねる。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

前回、私は議会からの報告物につきましては、議会定例会時に開催される全員協議会や各常任委員会において、担当課長などが報告を受けております。また議会だよりなどでも皆様の様々な議員活動についても知ることができております。

次に、執行部からの情報についてでございますが、議員がおっしゃる国や県からの情報がどのようなものを示しているのか分かりませんが、予算が必要な場合は予算を議案として上程しております。専決で対応する場合においても、事前に全員協議会等の場において説明をさせていただいております。

また、法の改正等が行われた場合などについても条例の改正や制定を議案として上程しております。

議員おっしゃるとおりの情報共有は必要であると思います。このように議会においてお諮りしておりますので、議員の言われるような情報が開示されないということはないのではないのでしょうか。

なお、議会より提出を求められた資料等については、個人情報などを除き、全て対応していると思いますという趣旨の答弁をいたしております。

現時点において特に問題がないものと思っておりますので、協議もしておりませんし、今後も協議をすることもございません。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

協議することはないんですか。前、議事録を読むつもりもないと言ったのと同じ発言になってきますよ。それでいいんですか。分かりました。

もう時間がないので、行きますね。

次、教育行政についてです。

国はフリースクール制度の拡充を促し始めた。このことをどのように捉え、どのような施策を施そうと考えているか尋ねるです。

今日の①と②、この件はもうちょっとひっくるめて、ちょっとトータルのな質問をさせていただきたいなと思うんですけど。昨日は、この準備のためにいろいろ、自分はいろんな町民の皆さんの意見を聞いてきました。そして、ちょっと驚いたんですけど、ある何人かのお母さん方に声を聞きました。教育現場は崩壊していますよと言う方がほとんどです。ここで具体的にどのようなことかと言うとちょっと問題がありそうなのでなかなか言いませんけど、大変な状況、これからの育成、日本はどうなるのかと考えるぐらい不安視されている親御さんたちもいらっしゃいます。要するに今までの教育行政の在り方が破綻してしまったということですね。だから9月の議会の時点で、教育長にお尋ねした登校拒否児が14名だということでした。その後、令和3年度の登校拒否児が24万5,000人という話がありましたが、その1か月後には、国の発表で、さらに4万幾ら増えて、29万4,000人、ほぼ30万人の子どもが登校拒否児、ひきこもりになっている驚くべき数字が出されたと思ってます。

それに対して、今の教育行政が何ができるのかということですけど、正直言って、これ頂いた、後から言いますけど、ある施設の方から頂いたんですけど、国はそのことに関して、こんな資料がいっぱいあるんですね。令和3年度に出されている資料が、ずっとホームページに出されたやつがこんなあります。ひきこもり、登校拒否児について、これは内閣府、文部科学省、厚生労働省、総務省、全てが取り組んでいる資料です。このスタンスはじゃあ何かといたら、今どうしようもない状態、答えが出せない状態だそうです。昨日ある親御さんがこういうことを言われました。大変な状況になっているけど、お互いに突き合うような、誰が悪い、彼が悪い、そういう問題じゃないと。もうみんなで取り組んでいかないと、これ大変なことになる。学校が崩壊しているという話です。それぐらい深刻なんですね。

私は9月にも言いました。そこを救う手はないかと言ったら、結局国が何を言ってるのかというのは、本当みんな困っています。全国的に皆さん全員困っています。学校側も、行政も、現場サイドも、親御さんもみんな困っています。そこで何が必要かということを経済省、それから文部科学省、厚生労働省、何を言ってるかと言ったら、フリースクール、そして夜間中学の拡充を国が言い始めましたよね。そこに功名を見出そうとしている国、県、そして行政の動きがあると思います。

それで何をすべきかなんですけれども、それも昨日の私のちょっと調査かれこれを含めた自分なりの勉強だったんですけれども、具体的に昨日たまたま社会教育課のある方とお話をする機会がありました。その中で話したことですけど、もう今日このことでつべこべ言わない、何が一番大事かというのは、要は、書いてあったんですね、総務省、どういう形でこれからこの教育の崩壊を荒廃を考えていかなければいけないかというこ

とは、自分自身も内省すべき点が多いわけですがけれども、つまり民間、NPO法人、行政、学校、親御さん、みんなが一緒になって、みんなで解決していこうというのを総務省は書いていました。こういう言い方しか今できない状況だと思います。その上で言ったフリースクール、そして夜間中学校、そして私はちょっと今知り合いの方で元マレーシアで日本と行き来をしている親御さんといろいろお話をしているんですけども、マレーシアなんかではもうフリースクールが当たり前になっているそうです。5歳から環境教育をしてるということで、すごい世界は今フリースクールの時代になってきているんですね。日本が一番立ち後れているということだそうです。それを何度も言いますけれども、国側はみんなと一緒に問題解決を図ろうというのが今のスタンスです。

議 長（田之畑）

瀬戸山議員、まず回答をもらってから、それからやったほうがいいじゃないですか。

4 番（瀬戸山）

もう回答を求めるつもりがないから、まとめようと思っているんですけど。最初に言ったつもりだったんですけど。

要するに、具体的に言いますと、今ここに持ってきてますけれども、何度もこの場でも言ってますけど、そのフリースクール、寺小屋的発想で今動こうとしているのが柏原のバディーフィールド零さん、これ教育長にも行ってごらんになってみてくださいと言いましたよね。ここは日本で初めて、障害があつて学校に行けない子どもがちゃんと肝付町長の印鑑をもらって、就労支援でしたけれども、お金をもらってちゃんと仕事ができるようになりましたという、初めてのケースをやられたところです。びっくりするような案件なんですよ。だからこれからは、今までの概念、考え方に捉われない教育行政をやっていないと、今のこの登校拒否児、全国で30万人近く、これ、もう解決できないんですね。だからそこを考えると、今さっきも言いましたように、最後の締めくくりにしますけれども、質問はさっき言ったようにやめますけれども、みんなで学校、行政、親、地域が取り組んで、昔のよかった安心して子供が生活して勉強できていた時代を取り戻すことを考えていかないと、日本の行く末、東串良の行く末も危ないんじゃないかなと思っています。教育長、今日の質問は途中で止めようと昨日お宅の職場の方にも言ったんですけども、質問という形じゃなくて、みんなこれから取り組んでいくべきことじゃないかなと思います。だから教育長、こんな悲惨な今の状態というのをみんなこれから考えてやっていこうかと、我々も真剣に取り組んで、本気度を出してやっていかないといけないと思うんですけど、教育長いかがでしょうか、みんなで行き組むという形。それだけでいいです、回答は。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

ありがとうございます。公教育を担う教育委員会としましては、日本国憲法並びに教育基本法、そして学校教育法等の法律を踏まえつつ、児童生徒一人一人の社会的自立を目指して、関係機関と連携をとりながら取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

もうその答えでいいかと思います。とにかく地域で、みんなでこれからその議論を活発にしていって、これしかないので、本当に我々もこれからいろいろアプローチしていこうと考えておりますので、その辺はよくお含みおきください。今日のこの一般質問、これはこれでいいと思います。

だから何度も言いますが、なぜ私がバディーフィールド零にこだわるかというのは、それを先進的にやっていたらいいんですよ。厚生労働省と直接連携していらっしゃるんですよ。それができたから、さっき言ったことができたんであって。だから今言われたように法令に従ってと言いますが、そういう立場上、そういう言い方しかできないと思いますけれども、今度はそれを乗り越えるいろんなことを考えていく時期に来たかと思います。

以上です。

それで、地域コミュニティについてです。この場で地域運営組織と農村RMO、何回も述べた。その取組を尋ねるですけれども、さっきも言いましたが、広域連携ということを中心とした地域づくりを考えていけないといけないということは何回も申し上げております。町長、このことについて、どれぐらい議論を深められたか教えてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

地域運営、これは農村RMOのことですか、どこのことですか。この質問に対して、私はお答えします。

昨年の12月定例議会でも議員からの質問をお答えしておりますが、重複する部分もありますけれども、御了承いただきたいと思います。

本町には、振興会組織は100近くございます。毎年度振興会に対しまして地域振興会交付金を交付いたしまして、振興会活動を支援しているところでございます。今後も振興会単位での活動に対する支援を継続的に行ってまいりたいと考えております。

また町外から転入して住宅を新築または購入した場合に対しまして、平成29年度から115万円を上限に、移住促進事業補助金を交付しております。居住地の振興会に加

入していることも交付の条件となっております。

第5次定住促進住宅用地貸付区域の第2ルピナスタウン振興会は除いて、その他の地域での同交付金の交付を受けた世帯は交付制度が開始された平成29年度から現在まで30世帯に上ります。若い年齢層の世帯が地域の振興会に加入され、振興会の活性化に寄与されている状況でございます。昭和の時代から現在まで続いております。一定の区域に住所を有する方々の地域的つながりによってつくられている地縁団体である振興会組織を今後も支援してまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたが、若い世代を呼び込める施策を引き続き講じてまいりたいと考えております。これらのことを踏まえまして、現時点におきましても早々に町主導で地域運営組織を設置していく予定はございません。あくまでも地域の自主性にお任せしたいという考え方でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

ちょっとその返答に、こっちは困ってしまうんですけど、地域運営組織をやるつもりはありませんということですが、総務省から指示が来てるんですよ。だから真剣に町長自分で何か情報取りとかして、今の答弁書は自分でつくったんですか。自分なりの考え、自分で勉強されましたか、地域運営組織と農村RMO。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今おっしゃいました農村RMOというのは、中山間地域に該当する事業であるだろうと思っております。地域運営への一形態であります農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて生活支援等、地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織であります。また地域の暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心になって形成され、地域内の様々な関係主体を参加する共同組織が定めた地域経営の指針に基づきまして地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織と根幹は変わらないと認識しております。国が推進する背景といたしましては、中山間地域における人口減少や高齢化の進行により、農用地等の維持管理と農業生産活動の継続が困難になる集落が増加しており、集落機能の維持も難しくなる状況であることから、広域的な範囲で支え合う組織づくりが進むよう、その取組を支援していると考えております。

本町におきましては、振興会、各農業団体、高齢者クラブ、子ども会、PTA、消防団など様々な地域コミュニティが形成されております。それぞれの地域コミュニティでの活動を通して、交流や意見交換等がなされていると認識しております。



農地保全活動におきましても、水土里サークルを中心とし、地域農業施設の維持管理を初めとして、子ども会、高齢者クラブ等々の連携や郷土芸能の保全など幅広い活動を行っていただいているところでございます。

このような活動、交流を通して地域住民のコミュニケーションを図られ、幸いなことに、地域で解決すべき喫緊の課題の声は上がってきていないのが現状でございます。

現時点におきましては、既に地域住民の方々の話し合い、活動等によりまして、各地域において課題解決が図れているという認識でございますので、現段階での農村RMOへの取組は考えていないところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

ポジティブな答弁とかあれば楽しみなんですけど、やっぱりいつものことで、なかなか期待できるものではないですね。だからいかにこれから行政に対して本気度を、全て今日質問したことも本気度を出していくかということです。

今、農村RMOは適用外、そして地域の運営組織もやらないということでしたけれども、一つの案として、これは議長からちょっといただいた提案だったんですけど、自治公民館、これがこれからの地域コミュニティを形成して受け入れ、一番大事なことかなと思っております。今自治公民館を模索してますけれども。前もこの場でも具体的にどうということかということをお話をさせてもらったわけですけども、そういう話も言っても全然響いてなかったかなと思っております。

これから自治公民館を考えていく時代に入ってきたかなと思います。それができなければ地域コミュニティができなければということにつながれば、東串良、これから先どうなっていくのかな、過疎地域をどうしていくのかなということを真剣に考えていく時期に来たと思ってますよ。本気度が試されてくるんじゃないでしょうか。

以上をもって終わります。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

|       |   |          |
|-------|---|----------|
| 休     | 憩 | 午前11時04分 |
| <hr/> |   |          |
| 再     | 開 | 午前11時15分 |

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

## 会 議 の 経 過

次に、5番 牧原完治議員の発言を許します。

5番 牧原議員。

### 5 番（牧 原）

それでは、通告に従いまして、質問を申し上げたいと思いますが、まず、水道事業についてなんですが、今まで水道については簡易水道で中央と東部とあったわけなんです、これが本町の水道事業ということで、生まれ変わったわけなんです。ただ、会計手法が変わっただけでなく、結論から申し上げますと水道料で賄いなさいというような事務になったような方式になっております。現状を見ますと、管水路の古い、法定年数を40年を超えた分が33%、またそれに伴う漏水が20.6%、それから水源地の開発、職員数の不足などいろんな問題があるわけなんです、また年々給水人口、給水量というのは若干ずつ減ってくるわけなんですね。それを今後どのような方策をされるのか、質問いたします。

### 議 長（田之畑）

町長。

### 町 長（宮 原）

お答えします。

今後の水道事業経営がさらに厳しくなることが見込まれる中で、経営のさらなる健全化を目指し、東串良町新水道ビジョン経営戦略に沿って配水区域再編の検討を進めております。令和4年度から令和13年度までの計画期間に最重要項目といたしまして、次に申し上げることを予定しております。

令和4年度に実施済みであります、中央地区の新規水源を整備いたしました。令和5年度では中央地区岩弘水源（第1水源）の整備事業を施工しております。このほか、次年度以降には、東部地区溜水境水源（第2水源）改修事業を初めとして7つの事業を計画期間内で進めてまいりたいと考えております。多額の投資が必要となってまいります。

以上、申し上げました最重要項目のほかに、老朽配管の布設替えも年次的に進めて、配水池の増強や災害対策中央地区と東部地区の連絡管の整備を水需要予測に基づいた適正規模で実施してまいりたいと考えております。

以上です。

### 議 長（田之畑）

5番 牧原議員。

### 5 番（牧 原）

今、インフラ整備については町長からの答弁があったわけなんです、要は、資金なんですよ。今後、水道料で賄うということになればとてつもない水道料の値上げをし

なきやならないわけなんです、財政投資計画の書類をもらっております。これを見ますと、50年間にいたしますと年間平均1億円程度投資が必要だということと、10年間にいたしますと、12億9,000万円、約13億円ですね、年に2億円近くの投資をしないと水道がもたないというような状況なんです、これをどのように賄うか、私は資金の心配をしているわけです。水道料は、今年の予想が約1億円と聞いております。去年が7,000万円ぐらいでしたかね。そのような中でどのように一般財源からの繰入れというのは限界があるわけです。簡易水道であれば、どんどん一般財源で工事もできたわけなんです、それをどのようにされるのか、どうなんでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

施設の更新、耐震化等に伴う事業費の増加及び給水収益の減少傾向は続くものと考えられますので、将来にわたって安定した事業の経営を継続していくために財政投資計画や水需要の見直しを適時適切に実施し、投資計画と財源計画のバランスを考慮した適正な水道料金の設定による健全経営のために、今後も必要に応じて料金改定の検討もしてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

2番目に、水道料金のことを出しているわけなんです、町長の答弁でありましたように、水道料金の改定をというようなことで、今年50%ぐらい上げたんですかね。今年が1億円の水道料ですから。そして計画によりますと、5年後は、これをさらにまた上げるんだ、また10年後にまた上げるんだというような計画がされております。上げないと、どうも水道事業は成り立たないような気がするわけなんです。町民は、一番安い、今の水道料金でありましても、他の近隣のまちからすると安く設定がされているわけなんです、町民の方が一番安い水道料があるということで魅力があったわけなんですよね。住宅建設をするため、東串良につくろうとか、そのような方で、特に若い方については、水道料が安いというのはメリットであったわけです。そのような方を裏切るような形なんです、これをやっぱり年次上げていかなければならないものか、町長、どうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今年度の水道料金は、昨年度比で3, 0 0 0万円の増額が見込まれますが、これは公営企業として事業統合後の決算で決算金があることから、料金改定による財源確保を前提として、上水道を利用している町民の方々に値上げという形で御負担をいただいているところでございます。

水道事業は、地方公営企業法第32条により、各事業年度に利益を生じた場合において、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって、その欠損金を埋めなければならないとされているため、独立採算の原則と受益者負担の原則の観点から、上水道を利用している住民に還元する方策は今のところ考えておりません。

また、水道事業で直接支援を行っているわけではございませんが、町として今般の物価高騰を伴う住民への支援として、課税世帯及び非課税世帯を問わず、一律の給付金の給付や経済対策を目的とした商品券の発行事業など様々な形で住民の皆様には支援を行っているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

町長が最終的に、来年、再来年後、水道料金は幾らにすれば補修とかできるんですか、その辺が分かれば。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

お答えいたします。

水道料金の改定につきましては、水道ビジョンの中ではおおむね3年から5年の間で見直しを行うということとされております。しかしながら、状況によりまして、投資計画であったりとか、財政計画によりまして、もちろん値上げをしない可能性ももちろんございますが、ただ給水人口だけは下がっていくことが予想されますので、それを鑑みるならば水道料金については、時期を見て上げていかざるを得ないのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

私もこの水道ビジョンちいう、これを見させてもらいました。とてつもない投資額が必要だなということを思いました。大分水道料金を上げないと水道事業運営ができないんですよ、これを見ますと。一般会計からの繰入れがばんばんできるようであれば問題ないんですけども、これできないんです。町民の目からしますと、水道料というのは、やっぱり安いイメージがあります。ですから、町長がこれに対する還元というのはできないと言われましたが、私は、水道料については、今まで昨年、えがお給付金みたいな形で商品券を出したわけなんです。この水道料については、これを基本とした何かそういうふうな給付金を出すべきだと思うんですよ。2倍、3倍になることは確実だと思います。ですから、やっぱり生活の一番大事なのは水です。やっぱり基本ですので、これについては、住みよいまちづくりをするためには、このような還元をしたらどうかと思うわけなんですけど、どうですかね、町長。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

この水道料値上げに対する支援については、先般、肝属地区内の2市3町を調査いたしました。その結果、南大隅町だけが支援をしていると。その財源といいますのが、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を充てているような状況でございました。しかしながら、先ほど町長の答弁の中にもありましてとおり、令和4年度末現在の水道事業の欠損金というのが大体3,100万円ぐらいあります。それを地方公営企業法第32条によりまして、その欠損金を利益が出た場合には埋めなさいというのが法律で定められておりますので、現段階でその水道料金値上げに対する還元というものがちょっと考えにくいかなんと思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

確かにそうだと思います。ただ、水道事業じゃなくして別途ですから、生活支援という形で、今後考えていただきたいと思います。

それでは、次にスマホの件についてなんですが、本町もデジタル弱者について、先般NTTの講習会がありました。ただ、8名ということで、どうだったか分かりませんが、今後もこのような形で開催されるのか、そこをお聞きしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

このスマートフォンには、電話やメールだけでなく、インターネットの閲覧や動画等の再生、カメラの撮影、ナビゲーション、キャッシュレス決済など便利な機能が多数搭載されておりまして、総務省は令和4年8月末の世帯及び企業における情報通信サービスの利用状況等について調査した通信利用動向調査によりますと、世帯におけるスマートフォン保有割合は9割を超えており、インターネット利用者の割合は13歳から59歳の年齢層で9割を超えております。70歳以上の年齢層でも上昇傾向という結果になっております。

このような状況の中、スマートフォンの利用に対しまして、不安を感じている高齢者も少なくないことから、国が実施するデジタル活用支援推進事業を活用いたしまして、講習会を開催いたしました。この事業は、講習会の実施を希望する自治体などに、携帯ショップ等から講師が派遣され、スマートフォンの基礎的な使い方や、オンラインによる行政手続などの利用方法に関する助言、相談などについて講習会形式で支援を行うものでございます。

事業の実施要件に、講師またはアシスタント1人が対応する。受講者は4名を超えないこととございましたので、講師とアシスタント、2名体制で1会場8名までとし、事前予約制での受付といたしました。9月から11月の間の7日間で、午前の部、午後の部に分けて1日2回、2時間程度の講習会を計14回開催し、延べ48名の方が受講していただきました。

この事業のほかにも、生涯学習では開催済みですが、1月にはルーピンシニア講座で開催予定となっております。

スマートフォンは、個人が手軽に利用できるデジタル機器でありますので、使いこなせる方々もそうでない方々もデジタル格差の解消は重要な課題と考えていますので、今後も関係機関と協議し、受講しやすい講習会の実施に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

48名が受講されたということなんですが、近隣のまちを見ますと、この前9月の新聞に載っておりましたが、肝付町がきもつき情報推進課センターから講習を受けて、そのような形で、もう56回開催して、280人が受講したというようなことを出しております。

それから桜島でもデジタルサポーター40人を養成するというようなことがございま

す。

そしてこれは県外の話なんです、栃木県では高齢者に便利なスマホを使ってもらおうということで、中学生の社会体験活動を連携させた、中学生がサポーターで教えるというような、そのような取組をされてるんですね。ですから、私も苦手なんです、スマホがないとですよ、いろんな恩恵を今から受けないと思うんですよ。

NTTのそういう講習もあろうかと思いますが、できれば初歩的な講習会をやってもらいたいと思うわけです。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、物産館についてなんです、先ほど議案第46号で条例改正が決定したわけなんです、公募があったのか、その辺を聞きたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

担当課長に答弁させます。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

11月1日から22日の公募期間におきまして募集をさせていただきましたが、応募件数はゼロ件でございました。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 牧原議員。

5 番（牧 原）

ゼロ件ということなんです、今日条例改正したわけなんです、何か見込みがあるんですかね。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

前回につきましては、応募件数ゼロ件ということでございましたが、条件的に過去の実績を問いているところが条件でございました。先ほど御承認いただきましたが、規制

を縮小しましてということで、新設の会社も企業さんも参加できるという形で広く公平・公正な形で再度改めて募集をさせていただきたいと思います。できますれば12月28日ぐらいまでを期間という形で募集させていただきますが、現段階におきましては、どこが応募があるとか、そういった心当たりは今の段階ではございませんので、今後につきましては1件照会があったところがあるかも知れませんし、また近隣市町で指定管理を受けてる企業さん等もありますので、そこについて御案内するかどうかというのは、また今後検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

この物産館については、9月議会で同僚議員も質問したわけなんです。同僚議員の質問は19年間で委託料3,610万円を毎年払っているが、過大な投資じゃないかというようなことを指摘されたわけなんです。そこで町長は、答弁といたしまして、住民の生きがいづくりに一定の役割を果たしてきたが、近年は会員数の減少、競合店などでは非常に苦戦をしているというような答弁をされました。

そして今後の指定管理者については、現状の問題を状況を認識し、その解決ができる候補者を選定するという答弁があったわけなんです。4,000万円近く、3,600万円の委託料という形で支払ってきたわけなんです。そしてまた、年々改修とかいろいろなことをされています。そうした莫大な投資をしてきたわけなんですよね。

それでまた今後もこのような投資をして、物産館を復活されるのか。私は今、時代が変わってきたと思うんですよね。やっぱりこだわって、この物産館というのはされるのか、町長はどう考えておられますでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この物産館は、維持したいという気持ちがございます。我がまち唯一の物産館でございます。それと専門家に見せるというか、聞きますと、あそこが一番いい場所だというのがあって、それと今ちょうど山形屋がですね、北海道フェアをやっているものですから、そういうものを何か取り入れられないかなという新しい形が決まったら、そういう今東北フェアとかいろんなものを取り入れた、周りに競合してる商業施設があるんですけど、あの商業施設がやってないものを何かやれないかなと思っております。

それと、ちょっと我がまちは江津市と連携しましたので、江津市の品物を売ってきたえとか、もちろん、我がまちのものもあっちに送るんですけど、だからそういうものをフェアとかやれないかなと、新しい催し物ですけども、何かそういうものに新し



い道を見出すというか、何かそういう期待するものがございまして、閉館ということは考えておりませんので、そこは御承知おきいただければありがたいなと思っております。以上です。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

非常にいい答弁をいただいたわけなんです、私も用途替えですかね、物産館という従来の指定管理、何ていうか、あいにこだわらず、やっぱり用途替えとかいろんな形で変更されたらどうかと思うわけなんです。

この物産館のこげなん判断基準というのがございます。例えば事業するには、まず三つあるそうです判断基準が。まず経済性、効率性、有効性という三つの判断でしなさいということなんです、経済性というのは、無駄な経緯はないか、より少ない費用で実施できないかですね。それから効率性というのは投資費用との対比で成果が上げられているか。それで三つ目が有効性ということで、所期の目的を達成しているかという、この判断基準が三つあるそうです。この三つを見ますと、今の物産館がこの判断基準でいけば駄目なんですよね。

そしてまた、地方自治法でも地方財政運営の基本原則ということで199条の14項に事務処理に当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の費用で最大の効果を上げるようにしなければならないということ、このような地方自治法もあるわけなんです。このような観点から、今のままでは、私はいけないと思います。ですから、今町長が言われましたいろんな用途替えをそのような形でしていただきたいと思うわけです。

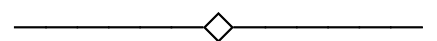
物産館については、先ほど複合施設の問題も出ましたが、複合施設を、何年か、四、五年先か、3年先かにつくりますと、どっちみち高齢者の生きがい対策とか、憩いの場所もつくらなければいけないと思います。そこでもこのような物産館みたいな形はできると思います。そこで複合施設で検討されたらどうかと思うわけなんです。今の場所については、町長が言われましたように非常にいい場所ですので、何か用途替えをば、ぜひお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、ここで暫時休憩します。

休 憩 午前11時41分



再 開 午後 1時00分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

町 長（宮 原）

先ほど、一般質問におきまして、瀬戸山議員の複合施設に関する質問の中で、高齢者福祉センターのお風呂の件についてですが、新しい複合施設にはお風呂をつくる予定はありませんという発言をいたしましたのが、本意ではありませんので、撤回し、おわび申し上げます。なお、この件につきましては、検討委員会等の答申を踏まえて対処していきたいと考えております。すみませんでした。

議 長（田之畑）

それでは、一般質問を続けます。

2番 小川香織議員の発言を許します。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今回質問項目も多いため答弁に関しては要約し、簡潔に答弁願いたいと思います。

まず初めに、農業経営支援として現状の助成制度で十分であるか、当局の考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まず初めに、本町の支援につきましては、町民の皆様に公平・公正な支援が行き届きますように、これまでえがお支援給付金、またプレミアム商品券などの事業を年次的に展開してまいりました。

また、個別には様々な業種等への支援も行ってまいりましたが農業分野においても経営の一助になればということで、昨年度一次産業資材等支援事業にも取り組んだところでございます。

さらには、本町の農業支援対策といたしまして、平成30年度から農業者の方が経営基盤の強化を図っていただくための支援を行っております。令和5年度をもちまして一旦見直しを行う予定でございますが、農林漁業復興支援補助金により、農業生産支援事業、スマート産業化推進事業、新規担い手支援事業、研修生受入れ支援事業、新規参入者生活支援事業及び法人化推進事業など7つの各種事業において、対策を講じているところでございます。

なお、これまで延べ50件、約2,000万円を交付させていただきました。

議員お尋ねの農業経営支援として、現状の助成制度で十分であるかの質問ですが、これまで国、県においては、様々な支援制度に基づき定められた範囲内において、農業者への皆様へ支援が実施されているものと認識しております。

しかしながら、今般の物価高騰等が農業経営を圧迫している現状を踏まえ、また農家さんからの厳しい声を直接聞きますと、今後においてもさらなる手厚い支援が必要だと考えているところでございます。私も農業のまち東串良を守るためには、農業者の皆様の経営安定を図ることが最重要課題だと認識しております。

今後、国の経済対策等の動向注視し、町が事業主体となります各種事業については、適切に対応させていただきますし、本町の支援事業につきましても、次年度に向け、現行制度の拡充を図り、これまで以上の対策を講じてまいります。

現在、制度設計については、本町農業の基幹であります水稻、畜産、施設園芸及び露地野菜など各品目ごとの経営状況を踏まえ必要とする対策について十分検討するよう担当課に指示しているところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

農業経営者に対して、今後も手厚い支援を検討していきたいという答弁をいただき、安心するところではありますが、いただいた答弁に関してお聞きしたいと思います。

十分ではないという内容だと思いますし、現状を聞くと大変厳しいというようなお言葉もいただきましたが、この判断基準はどのようにされて答弁されましたかね。例えば、今個別でそのお話を聞いたというような答弁がありましたが、関係団体との意見交換を踏まえての答弁なのか、2020年以前の収入とそれ以降の農業所得収入を踏まえた収益性分析から行った答弁なのか。また、これまでの農業経営動向分析結果に基づき、今後の社会経済の動向を踏まえた中での答弁か確認したく、質問をさせていただきます。

また、それらの判断基準で答えられた答弁に対して、当局として今後手厚い支援を検討していくということでしたが、具体的にどのようにされていくか、もし分かる範囲でありましたら再度確認し、質問とさせていただきます。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

ただいまそういった支援に当たって、各農業者の皆様方の経営状況、収支状況を確認したりとかいうところの中で、何か基準を定めて支援を検討しているのかといったような御質問だったかと思うんですが、今、国庫事業等につきましては、国等で定められた

必要書類に基づいて、そういったのを提出するところがございまして、規定に基づいた資料を添付させていただいて申請等させていただいているところでございます。町の単独支援事業につきましては、平成30年度から実施しておりますが、農家さん等の希望等があった事業等につきまして精査いたしまして必要と判断したときには、各種メニュー事業という形でさせていただいておりますので、具体的に、その農家さんの収支状況がどうかとか、その辺を見極めて個別的に何かその不足の部分で支援をするとか、そういった制度ではございませんので、あくまでそういった希望があった事業等につきましては、町といたしましても農家さんの基盤整備のために必要な事業だという判断の下で支援をさせていただいておりますので、今後、先ほど町長からございましたが、拡充につきましても各品目ごとの精査をいたしまして、また各種団体の御意見も聞きながら制度設計に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

不足されているところに対する支援ではないということでしたが、各種団体との意見交換会を踏まえて、課題分析をして精査し、必要な支援を行っていききたいという答弁をいただきました。町として、どのような部分に支援が必要か把握した上で、その支援を行うことと認識させていただきました。町の目指す農業の在り方と、農業経営の方が目指す農業の在り方の方向性が一致し、課題の解決に至ることを切に願っております。

先ほどおっしゃっていた国・県の事業の活用ということでしたが、国や県の事業でその課題をフォローできるというような結論を出され、お答えいただいたと思います。

その事業ですね、町にたくさんあると思うんですよね国や県の事業は。その事業の内容に関しても町は把握しているという前提で質問いたしますが、必要な情報というのは、農業経営者のほうにきちんと届けられていらっしゃるのでしょうか。先ほど必要な書類に関して添付をして、一緒に農業経営の方に寄り添った対策をとっていらっしゃるというようなお話もお聞きしましたが、やはり必要な情報というものが必要な方に届かなければ効果的な農業経営には反映されないと思っております。国・県の支援を活用すれば、町の財源を利用せずとも継続した経営の実現が可能と考えます。それであれば、どのような支援がどのタイミングに利用できればよいかというところまで確認し、サポートしていただけたらと切に願います。そういったサポートの検討も今後なされていくということでしょうか。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

国等の事業等につきましては、毎年農政局鹿屋出張所のほうから各種事業につきまして御説明をいただいているところでございまして、まず国庫事業につきましては、採択に当たっては、ポイント制になっておりますので、農家さんが目標、計画書などについて、まず意識を持っていただくことが非常に重要でございます。基本的に国庫事業等につきましては、手挙げ方式というところでございまして、直接採択事業等につきましては、農業者の皆様方がもう直接、国等に申請をされているということもありますので、なかなか全てのものについて、町といたしましても把握することは困難な状況でございます。

ただし、町の採択、間接採択事業等につきましては、国から町の方に下りてきますので、そこにつきましては、漏れがないよう今年度もいろいろ化学肥料の２割低減の事業でありますとか、サツマイモの支援のための基盤整備事業でありますとか、そういったところにつきましては、農家さんに周知を図りまして、適切な対応をさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

国庫事業に対して手挙げ方式、また直接採択事業に関しては事業者の方が直接申請していただくというようなことを答弁いただきましたが、やはりこういった手挙げ方式、直接、国や県のほうに申し入れるということは、情報がないと、そういった手挙げもできないと思っております。

行政の職員の数も限られているということも存じておりますし、町の財源に限りがあるということも損じております。であれば、情報提供、財源ではなくて、今デジタル化も行政のほうは進めていらっしゃると思いますが、そういったデジタルも使って、農業経営のサポート、農業経営の振興を盛り立てる新たな事業を展開していく必要があるのではないかと考えます。例えば、地域おこし協力隊の方への募集、公募をされるなど、町として検討できること、財源以外にもまだまだあると考えております。単に職員の増員に当たらず、目的がしっかりしていれば、このような協力隊へのお願いは問題がないと総務省自治行政局地域自立応援課のほうに問合せをして確認をさせていただいております。事業を確認すれば行政として検討できることがまだまだあると感じます。その検討をしていただきたいと感じておりますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。そういった検討をなくして、現状の助成制度と課題解決はやはりこのまま難しかったりとか、十分と言えない事態が続くと思いますので、質問いたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるこの地域おこし協力隊も順次、年次ごとに公募をやっておりますがなかなか来てくれないのが現状で、今、畜産のほうで頑張っていらっしゃる地域おこし協力隊の方が畜産のヘルパー事業に推進していただいて、農家の手助けになっているのは事実でございます。それ以外にも公募をかけておりますけれども、なかなか集まってきてくれないのが現状でございます。それぞれ農家さんについては、一生懸命頑張っていらっしゃいます。それこそ和牛とか酪農、きついのは酪農家なんですけれども、大変な状況ですけれども皆さん頑張っていらっしゃることは事実でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

当方、総務民生常任委員として1期4年務め、今期初めて教育産業常任委員会で務めることとなりました。そこで畜産分野ならず、農業や水産業でも危機的な状況にあるという声を伺っております。コロナが日本で初めて確認され、わずか数か月で世界的なパンデミックが起これ、人や物、流通が停滞し、生産活動やインバウンドで需要の減少など経済に大きな打撃を受けました。町としても、これまで様々な支援を行ってきたと思います。先行きの見えない中、十分な支援を行うのは、もちろん町としても限りがあると存じておりますが、限りがあるからこそ求められているものをきちんと整理し、確認し合う、そういった作業が必要であると考えます。相談窓口をしっかりと整えていただき、やはり課題分析をきちんと行い、当事者の声をきちんと把握し、必要な支援について、町ができることは何かを追求していただいてお互いの方向性にずれがないように今後とも進めていただきたいと思います。

次に、野菜価格安定制度と収入保険の支援について、当局の考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

野菜価格安定対策に関しましては、指定野菜価格安定対策事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業、県単野菜価格差補給事業により対策は実施されております。

本町の品目で対象となっているものは、ピーマン、キュウリでございますが、負担金の割合は、国が60%、県が20%、そして生産者が20%となっており、国、県によって80%が補助されている状態でございます。

また、農業共済組合の収入保険につきましては、保険料と積立金の併用方式となって

おりますが、保険料に５０％、積立金に７５％の国庫補助が出ている状態となっております。

町といたしましては、収入保険に対しましての支援は考えておりませんが、広報紙や各種説明会時に県農業共済組合と連携を図り、未加入者への皆様へ加入促進を年次的に図っているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

収入保険の支援については、現在検討されていないということでした。

こちら収入保険への加入に対して、一部補助を実施されている自治体があると私のほうはお聞きしてるんですけども、町としてもそういった自治体があるという情報は確認されていらっしゃるのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

収入保険は青色申告を行っている農業者の方が対象となりますが、約６割の方が白色申告でございます。

また、各種保険でもあります園芸施設保険、家畜保険、水稻保険については、加入されている農業者の方も多く、掛金の問題もあるのではないかと考えます。

収入保険の支援につきましては、農家さんの意向、また事業効果があるのかを十分検討する必要があると考えます。今後、近隣市町の加入されている品目が占める指定野菜の割合など調査・研究させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

実際、そういった青色申告をされているというような制限もあるとは思いますが、一部助成をされている自治体があるとお聞きします。今、町長の答弁の中で今後、事業効果があるのか検討し、また農家さんたちの意見を聞きながら検討していきたいということをおっしゃっていましたが、実際に実施されている自治体に関しても、当初始められた目的や結果、そしてその中で我がまちの農業経営として今後展望が見出せるかどうかといったような情報も収集されて、併せてこういった一部支援とか、その経営に対す

る保障を考えていただきたいと思います。そういったことは可能でしょうか、お聞きします。

議 長（田之畑）  
農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

近隣市町でいきますと管内におきましては、垂水、錦江、肝付といったところでございますが、先ほど町長のほうからもございましたが、指定野菜価格安定対策事業等の指定野菜というところがございまして、豆でありますとか、お茶で工芸品ですね、お茶でありますとか聞きますと、そういった国、県のそういう価格安定対象外の作物品目であるといったところで、そういった農家の方々が入っていると。加入率自体はまだ低いようでございますが、その辺も本町の場合は、ピーマン、キュウリ等につきましては、先ほど申し上げました指定野菜価格安定対策事業等で多分、こちらにつきましても直接採択事業でございますので、大体の露地野菜の方々も入っていらっしゃるかと思いますが、その辺を占めるその他野菜でどれぐらい入っていらっしゃるかというのもちょっと精査する必要があるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
2 番 小川議員。

2 番（小 川）

農業経営も大変厳しいとお聞きいたします。どうか本町の大切な基盤産業を守るために、町としてできることを事業者とともに話し合いを繰り返し、行い、見出し続けていただきたいと思います。

次に、選果場の新築工事の助成について、現在の状況と町長の考えを尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

選果場の新築工事に係る助成に関しましては、農業以外の分野とのバランスやＪＡ共同販売以外の生産者とのバランス、過去の助成金実績を考慮し、２，０００万円を上限とする東串良町農林漁業振興支援補助金により対応する旨、昨年４月７日付文書にて、町からＪＡに対し回答しております。

しかし、本年３月２４日、ＪＡから町に対しまして、東串良町選果場リニューアルに



ついてという報告文書が提出され、その中で、今後の協議については、令和6年5月以降に決まるＪＡ新役員体制の申し送り事項とする旨が明記されております。そのような報告を受け、町といたしましては、ＪＡ内部の協議が止まっている以上、協議を進める状況にはないと考えておりますので、今後ＪＡの協議を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

農業者の高齢化に伴い、生産部会の部会員は減少傾向にあるとお聞きします。その中で、出荷場の出荷に要する機械についての老朽化など大規模な改修や、機械の更新が必要な状況だともこれまでもお聞きしております。出荷場の作業員の平均年齢も、これはその集荷場の作業場だけでは限らず、あらゆるところで高齢化が進んでおり、労働力不足も大きな問題となっています。労働力不足はデジタル化での対応が先般あらゆる企業で進められておりますが、そこにも膨大な予算がかかります。選果場については、受益者負担の原則の下、必要経費を負担していただくことで運営していただいていると思いますが、これまでと同様の仕組みにより、現状の出荷場に個別に投資を行くと、結果として、組合員の負担が増加し、本町の重要なピーマン、キュウリの産業者が営農困難に追いやられてしまうのではないかと強く懸念するところでございます。

先ほど、ＪＡの方との協議について止まっているというようなお話をされておりましたが、こういった問題を含めて町長は、どう考えられるか、お聞かせください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほどもお答えしましたが、ＪＡ内部が協議が止まってる以上、こっちから口を挟むわけにはいきませんので、ＪＡの協議が動かないことには、私どもは何を考えても進みようがございませんので、もしよかったらＪＡのほうにお聞きいただければありがたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

協議が止まっているため、今回の質問は行政ではなくＪＡのほうにしていきたい

という答弁をいただきましたが、選果場というのは本町にございますし、選果場のほうからそういった相談というか、協力依頼というふうなお話はいただいたと思います。やはり組合員も本町にいらっしゃる方が多いとお聞きします。本町在住の組合員の負担を軽減すると、そして未来に残る産業の活路を見出させていただくということに関しては、本町も全然関係ないということではないと思います。協議が止まっているのであれば協議再開に向けてどのような活路が見出せるかどうか、共に検討し、効果的、効率的に必要な投資というものがどのようなものか協議を開催して進めていただきたいと思います。これは、後継者の確保にもつながりますし、本町の大切な農業を支える上で、町の労働力人口の増加政策にもつながっていきます。つまり広域的な側面も持ち合わせている問題だと私は感じております。

そこで、町としては一定の視点や考えではなくて、多様な視点や働きかけをやはり検討していくべきだと思っておりますが、この点については、町長のお考えはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私の回答は繰り返しになりますけれども、町がやるなら町が動かなければならないと思っています。ＪＡというのは手数料の世界で、前もお話ししましたが、私も酪農組合の理事長をしておりました。手数料というのは、その施設、年間ずっと取っている手数料という中で運営はされていくもの。そして、経済連とか、中央全農とか、そういう中で手数料は皆そっちに行っているわけですので、そういう施設をつくる時には、経済連とか、全農さんとかが協力し合って出していただくのが本来の姿だろうと思っております。そのために手数料を上納しておりますので、県経済連にも、我がＪＡさんは年間７億５，０００万円ほど出資しておりますので、そのことをまた踏まえて考えていただければありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

今回質問させていただいたのが、やはり選果場、町の産業に深く関わる事業だと思って質問させていただきました。先ほどおっしゃったように、手数料をいただいてということで本町とは切り離れた事業であり、そちらのほうで検討してほしいというような趣旨の説明であったと思いますが、私、今回この選果場の工事の助成について様々な各市町村等の支援とか協議とか、一般質問とか、そういった内容を確認させていただきました。今、資源高騰により、さらにこの問題が大きくなり、やはり町としてもこういった

問題に寄り添って考えていらっしゃることも多々見られます。やはり、本町のトップである首長としては、町の産業に深く関わる事業ということを念頭に、一緒に体制を見直しながら検討し、協議のほうを進めていただけたらなと思います。

苦境に悩みながら本町の農業振興を支えてくださる農業経営の皆様の声、本当に大変な思いをされているとお聞きします。町として、目指す農業の在り方、これをやはり明確にして何が町として必要な支援であるかどうかというところをきちんと精査し、枠に捉われ過ぎずに今後、継続性と安定性のある農業支援の実現に御尽力いただきたいと思います。

次に、教育支援について御質問いたします。

小中学校における教育費の中で、副教材費、教科活動費、教育活動費に必要な保護者負担について、町が行っている支援は何か尋ねます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

憲法第26条第2項には、全て国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれが無償とする。これを受け、教育基本法第5条第4項には、国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しないと規定されています。この法律においては、授業料は徴収しないものの、教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないとの判例もあるところでございます。

教科書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律第1条に、義務教育諸学校の教科用図書は無償とすると規定されております。町内の小中学校における補助教材費につきましては、保護者が負担しており、教育委員会としましては、教材の選定に当たっては、その教育的価値及び保護者の経済的負担について考慮するとともに、活用頻度や学校としての系統性、統一性、及び必要かつ十分であるかなど、校内教材選定委員会で十分検討するよう指導しております。

一方、教育費につきましては、集団宿泊学習にかかる食費以外の全ての費用を、また、遠足などの校外活動のバス代のうち、保護者負担を1,000円のみとし、それを上回った場合の費用、さらに各学校で年1回開催される芸術鑑賞会費用70万円をそれぞれ補助しているところでございます。

なお、世帯人数に対して、所得が一定の基準以下の世帯につきましては、就学援助制度がありますので、国の単価に準じまして、学用品費、校外活動費や修学旅行費などの援助を行っているところでございます。

教育委員会としましては、今後とも法を踏まえつつ、今申し上げました補助事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

本町における小中学校における教育費の支援については、大変好意的な意見も保護者の方からよく耳にします。低所得世帯を対象とした就学援助制度、こちらも本町が優れているということも把握しておりますし、きちんと補助の対象項目も明確にされていると思います。現在、低所得世帯にかかわらず、やはり今おっしゃったように修学旅行費を含めた支出を負担に感じる世帯が増えているのではないかと感じているところで、今回の質問に至りました。杉並区においては、義務教育保護者負担軽減の在り方検討会での報告書というものが提出されております。このような内容を拝見させていただきましたところ、教育における保護者の意見を調査された資料となっておりました。本町も教育支援について力を注いでいることを重々承知しており、先ほどもおっしゃったように好意的な意見も多数耳にしておりますし、評価しておりますが、やはり社会情勢が目まぐるしく変わり、経済的な見通しや兆しが見出せない中、これまで支援が必要でなかった方々に対しても、やはり支援が必要になることもあります。そういった本町が行っていただける支援についても、もしかしたら保護者との相違が出てくることもあるかもしれません。

そこで本町でも今後、保護者に対して意見を確認するような調査を行いながら、必要な支援を随時検討し、実施していただきたいと思います。この点については教育長のお考え何かあればお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

保護者から意見を聴取するという教育委員会が直接するということはありませんけれども、各学校において先ほど申しましたように校内教材選定委員会等で本当に必要なものかどうかという検討は必要だと考えているところです。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

教育委員会のほうでこういった調査をするということは、やはり負担も生じるとは思いますが、この義務教育保護者負担軽減の在り方の調査報告書のほうを見るときに、やはり内容が細かく、今何が求められている支援なのかということがすごく把握でき、現

にある支援の見直しにもとても役に立つ内容ではないかと考えた次第であります。やはり新しいことであつたり負担が伴うことに関しては検討は難しいとは思いますが、今後、そういった事業というか、調査をされているところもあるということを情報として把握していただきながら、今後もさらに教育に対する支援を強化、進めていただけたらと思います。

次に、部活動費について支援内容を尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化に親しみ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の肝要等、学校教育が目指す資質能力の育成に資するものであり、生徒の多様な学びの場として、教育的な意義は大きいものと考えます。

東串良中学校におきましては、現在運動部活動が、空手、剣道など7つの部があり、文化部活動が吹奏楽の1つの部があります。中学3年生は既に部活動を終えているところですが、本年5月1日現在で106人、51.2%の生徒が入部しております。

部活動への支援につきましては、東串良町学校体育文化振興事業補助金事業の中で補助を行っております。補助金の対象費としましては、地区大会、県大会及び九州大会等への出場にかかる交通費、駐車料、大会参加料や宿泊料でございます。直近の3年間の補助金実績につきましては、令和3年度が約112万8,000円、令和4年度が約104万9,000円、本年度が約117万3,000円となっており、十分に部活動費の支援を行えているものと認識しております。

また近年の少子化及び部活動参加率減少への対応並びに教職員の働き方改革の観点から、現在国が部活動地域移行を推進しており、本町においては、今年度から部活動指導員配置事業に取り組んでいるところでございます。競技未経験者が顧問になっている2つの部活動に対し、外部から会計年度任用職員として指導員を任用し、11月末までに約30万円の報酬を支払っております。

なお、この事業につきましては、実績報告後、国及び県から3分の2が補助されることとなっております。

教育委員会としましては、今後とも学校体育文化振興事業補助金事業及び部活動指導員配置事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

以前、吹奏楽部の楽器の購入に対する補助ができないかというようにお話というか、相談があったような覚えがあるんですけども、それを踏まえて、先般少子化により児童数は、私たちが子供時代であったときと比べると大幅に減少していると思います。今後さらに減少していくのではないかと考える中、各部活の部員数も減少していき、部活を維持するための財源というのが各部員から集める部活動費で賄っているのですが、今後そういったものもやはり難しくなってくるのではないかなと危惧しております。そのため子供たちの能力向上であったり、スポーツ振興を今後も支援していただきたいと思います。その中で、部活動費についても町として支援を行っていただきたいと思いますなと考えるところでございます。

今おっしゃったように106人が部活動に在籍して、全体の51.2%が入部されているということでしたので、とても需要があり、ますます入部人数を増加、増やしていただきたいと思います。それに伴ってやはり各部員が使う用具以外のもの、備品整備とか、そういったものに対しては、学校のほうで備品として支援できないかどうかという考えがないかお聞きしたく質問させていただきましたが、このような検討は可能かどうか教育長のほうにお聞きいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

部活動におきまして各個人が使用するものにつきましては、各個人負担だという認識に立っております。また、吹奏楽部の中で、音楽の授業等に使うものにつきましては、公費で、そして吹奏楽で個人のものとして使うのであれば、個人で購入すべきだと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今お答えいただいたように個人で使うものは生涯個人で大切にされると思うので、個人負担でも大丈夫だと思っております。ただ、やはりこういった経済状況であり、御家庭に対しても様々な御事情があるところもありまして、そういった経済状況で部活を選べないこともあると思いますし、今後の個人負担についても、もしかしたら検討していく必要もあるとは思いますが、部員数も少なくなっていくので先ほどおっしゃったように授業で使うものに関しては、公費で賄うということでしたけれども、その枠のほうも再検討していただいて、授業、休み時間とか、そういったときに多くの方たちが部活を選択しなくても使えるような整備をしていただいて、できるだけ部員に対する保護者負

担が今後増加しないように検討していただけたらと思います。

最後に学習支援について、塾等の保護者負担は支援できないか尋ねます。

また、子供たちの学ぶ力を育てる授業について何か考えがあればお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

家計の中で子女の教育に充てられる費用は、学校への納付金、教科外活動費、通学費等の学校教育費と、家庭における図書、物品や学習塾などの経費の家庭教育費に大別できると捉えております。本年5月1日現在で、学習塾に通っている児童生徒は39人で、全体の6.7%、稽古事に通っている児童生徒は120人で20.7%、学習塾及び稽古事の両方に通っている児童生徒は14人で2.4%、家庭教師の指導を受けている児童生徒は3人で0.5%という状況でございます。

家計の中で子女の教育に充てられる家庭教育費につきましては、保護者が負担するものであるとの考え方から、教育委員会としましては、塾等の支援につきましては、考えていないところでございます。

現代社会はグローバル化の進展や、絶え間ない技術革新等により、社会構造などは大きく、また急速に変化して予測が困難な時代となっており、人工知能、AIも飛躍的に進化しております。しかし人工知能がどれだけ進化し、思考できるようになったとしても、その思考の目的を与えたり、目的のよさ、正しさなどを判断したりできるのは人間の最も大きな強みであると認識しております。

子供たちが将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる、いわゆるプログラミング的思考を育成することは極めて大事であることから、本年度は子供たちの学ぶ力を育成するための児童生徒土曜学習講座ひっくらICTクラブを開設したところでございます。

教育委員会としましては、漢字検定、数学検定や英語検定の検定料助成や各種事業を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

現在、調査をしていただいて、人数のほうを教えてください、本町における現状を把握した次第であります。東京では、中高生に無料塾を行政が支援する働きが広がっているそうです。これは経済的に塾に通う生徒たちの受験をサポートしていこうということだそうです。本町で展開していたひっくら塾での講義内容、令和5年からですねプログ

ラミングICTクラブのほうに変更いたしました。

そこで学ぶ場所というところがなくなったのではないかと懸念しておりましたが、助成に関しては継続して行われているということで安心した次第ではあります。

しかしながら、本町の子供たちの学ぶ力を育成するという意味で、新しい事業の検討は必要ではないかと思う次第であります。本町の子供たちの学力に関しては、懸念される声をここ数年耳にいたします。児童からも不安の声を確認し、このような状況が続けることはよい状況ではないと考えております。町としても、同僚議員の通告でありましたけれども、あまり答弁されておりましたが、寺子屋ならぬひっくら寺のようなよく学ぶ力や意欲を育てて応援するような新しい町の事業が必要ではないかと考え、このような質問をさせていただいています。

今後、検討いただければと思う次第ではありますが、町の考えとしては、どのような考えがあるかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

子供たちに学ぶ力を育成することは極めて大事だと認識しております。まず大事なのは、通常の授業における子供たちに学ぶ力を育成することだと考えております。つまり、学び方を学ぶことの育成というのは極めて大事だと思い、授業の最後において振り返りの時間を設定することは、分かったことや分からなかったこと、できたことやできなかったこと、言葉や文に表すことによって、学ぶプロセスを自分の中で認知することができ、学び方を学ぶことができると認識しております。今後とも、1単位時間の授業の充実を指導してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今答弁いただいたように、通常の学ぶ力を育成、これが本当に基盤になり、重要だと思っております。学ぶプロセスを経験することを自分で考え、自分の中で課題を見つけて追求する力を養うというのは本当に大事なことだと思っておりますが、それでは、サポートというものが必要であるからこそ、全国に塾というものがあり、本町でも数%ではありますが塾に通っていらっしゃる方々がいると思います。東京でこういった様々な教育支援があると、やはり地方では、まず地元でそういった対象の塾がないとか、学ぶ場所がないとか、いろいろな格差を感じる保護者の方もいらっしゃると思いますが、そこをどうにか解消するような形で、学校教育においても町の新しい事業においても検討を今後していただけたらと思っております。



次に、住宅支援について、町の住宅計画について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和５年度の住宅に関する事業といたしまして、池之原団地の解体と中学校周辺に単身者用住宅２戸と家庭用住宅２戸を建築中であります。また熊之馬場団地の解体設計も終えたところでございます。

現在東串良町公営住宅等長寿命化計画では、昭和４０年代、５０年代に建築した池之原団地、街道団地、石堀団地、下之馬場団地、別府原団地、熊之馬場団地、古市団地等を政策空き家として位置づけ、募集を停止している状況にございます。この政策空き家は、全部で９２戸あり、そのうち入居戸数が４７戸となっております。先ほど申し上げましたが、池之原団地については、入居者もないことから解体中でございます。残りの６団地については、建築年数の古い順に解体設計、それで解体、建築設計、建築と建替えを計画しているところでございます。今後の住宅の建築の計画の一部ですが、熊之馬場団地については、次年度以降、同一年度内に解体と建築設計を行い、併せて下之馬場団地の解体設計を行っていく計画で、さらにその翌年度に熊之馬場団地の建築を行っていく計画としております。

もちろん、今後の建築計画では住宅需要の動向や社会的人口の推移等を踏まえて、住宅施策を進めてまいりたいと考えております。併せて、住宅の建築等にあつては、住宅の集約や解体後の利用も含め、有利な補助事業や民間資金の活用などについても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

２番 小川議員。

２ 番（小 川）

最後のほうに有意義な補助金や民間の事業を使っていきたいということをおっしゃってくださったんですけれども、住宅建設において交付金は利用できるということで今答弁いただいたと思いますが、中学校の周辺にできた住宅については、こういった交付金は利用されていないと認識しております。その点については、お間違いないでしょうか。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

お答えいたします。

議員お尋ねの今施工中であります川西住宅については、一般財源のみで建築を進めております。次年度以降の解体設計、解体、建築設計、それと建築という部分については、国の社会基本整備総合交付金が該当いたしますので、それを活用した形で住宅の更新を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

現在建築された内容、一般財源のほうを使い、今後、国の交付金などを利用していききたいということでしたが、初めからやはり使える交付金のほうは利用させていただいて、できるだけ町の一般財源は町の福祉のために使っていただきたいと思いますと思っております。

またP F I法に基づき、民間の事業者と委託してバリアフリー等にも配慮した住宅のほうを設計していただきたいと思います。本町低所得者に対して安心して住める家賃で賃貸するような住宅、どの程度のあるか、私は一度東串良のほうに移住したいと言われているシングルの方のお話をお聞きし、一緒に確認したことがあります、どうも高いと。なかなか低所得であれば住める金額ではないということも耳にしております。そうであれば、今回その一般財源を使ったその財源を、そういった低所得者でも安心して住めるような家賃で提供できるような事業に回すなどの検討もできたと思いますので、今後できるだけ国などの補助金、交付金を利用して検討していただきたいと思います。

次に、防犯についてお尋ねいたします。

新たな防犯灯の設置や防犯に関する情報発信について町の考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町といたしましては、集落と集落を結ぶ道路、学校の周辺につきましては、防犯灯としてLED灯を設置しています。集落内においては、各振興会での設置を含め、電気料の負担をお願いしているところです。

防犯灯の設置につきましては、町といたしまして必要な箇所への設置は完了していると考えております。引き続き、町の設置分については、維持管理していきたいと思っております。

防犯に関する情報発信については、近年、多種多様な犯罪が発生しているため、類型に応じた適宜適切な情報提供は重要であると考えております。今後も町民の皆様が自主

的な防犯行動につながるよう肝付警察署との連携を密にし、防災無線により情報の発信を行ってまいります。

また学校関係につきましては、学校のメールで保護者に発信しているようでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

フェーズフリーという言葉をお聞きでしょうか。災害のためだけに備えない防災という考えです。日常的に活用できるものが実は防犯の際に役立つという発想で、今様々な製品や施設などが生まれているそうです。特別な備えでなくふだん使っているものがそのまま災害のときに役立つような考え方を持つことが今後重要だと思っております。今先ほどの答弁により、防犯灯の設置、必要な箇所については完了しているとおっしゃっていましたが、豊栄とか、集落の防犯灯、そういったものはLEDではありません。例えば本当に災害が起きたときにどこが大丈夫で、どこに防犯灯が必要なのか、そこが集落であったとしても、その集落が停電をすれば、使えなければ、やはり防犯の機能は要しないと思っております。そういった面で、日常的にも活用される、活用できる、役に立つという発想で、必要な防犯に対して、町として防犯計画を作成し、地域への支援というのを行っていただきたいと思っております。

また情報発信についてなんですが、学校の保護者の方にはSNSへの配信ということでしたが、やはり情報発信、多くの方に取得しやすい方法、SNS、メールとか、そういった配信を今後やはり検討していただきたいと思います。いまだになかなか進んでいないと感じておりますが、なぜこういったものが検討できないのか、お答えください。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

SNSでの発信のツールをいっぱい増やしたほうがいいんじゃないかという質問かと思いますが、それは前年から話をさせてもらっておりますとおり、まず防災無線を活用して、対応をとっておりますし、今、まちづくり推進課のほうでもいろいろ地域DXという観点からも検討協議がなされようとしておりますので、その結果を踏まえつつ、住民の皆様には、適時適切に的確な情報を発信していければなというところも計画しているところでございますが、ただ、MBCのアプリにつきましても発信がされるようになっていようございますので、そのMBCのアプリについても私の思い違いかもしれませんが、広報紙の中で広報したところもございますので、そこはちょっとまだ確認していないようであれば、再度広報紙でMBCのアプリを広報していきたいというふう

に考えております。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

これについては、広報紙のほうで広報されていたような私も気がしますので、また再度確認していただけたらと思います。

やはり多くの方が取得しやすい情報発信を今後検討していただきたいと思いますが、今後、地域DXで検討していただくというお話もありましたので、次の質疑に入りたいと思います。

物価高騰経済対策と生活困窮者対応について、国の物価対策を受けて交付金を活用した町独自の施策の考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

先般、国の令和5年度補正予算の成立を踏まえまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度に基づく重点支援地方交付金が交付されたことになりました。

本町への交付金額は低所得者世帯支援分の交付、限度額として7,122万4,000円、推奨事業メニュー分といたしまして、2,850万6,000円の配分が示されました。今回の交付金を活用した町独自の施策についてのお尋ねであります。先ほど申し上げました特段の推奨事業メニュー分で事業を実施する予定としております。

事業内容につきましては、国から町に対する交付金取扱い等についての事務連絡のタイミングが一般会計補正予算（第8号）の編成に間に合わなかったことから、今会期中に追加議案として一般会計補正予算（第9号）として提案申し上げる予定としております。

したがいまして、詳細につきましては、追加補正予算案の提案の際、説明をさせていただきますので、この場での答弁は控えさせていただきたいと思います。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

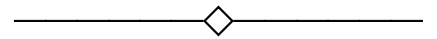
課税非課税関係なく、町民に寄り添った政策をこれまでも行ってこられました本町であります。今回も町民からの期待は大きいようです。ぜひ、今後9号で補正予算として

追加で上がってこられるといった内容をいただきましたが、こういった内容かを期待しながら今回の質問を終わらせていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 2 時 0 0 分



再 開 午後 2 時 0 9 分

副議長（児 玉）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長が所用のため、欠席となりましたので、副議長の児玉が議事を進行します。

一般質問を続けます。

9 番 宮地利雄議員の発言を許します。

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

本日の一般質問の最後の質問者でございます。通告に基づいて、質問をいたしますので、端的に質問します。答弁も簡単にお願ひできればと思います。

まず最初に、全体で4点取り上げましたが、インボイス制度の周知の問題です。

インボイスというのは御承知のように、消費税の税務署への適格請求書発行事業者が登録を行って、そうすると税務署から登録番号をもらうわけですね。そして、仮に1,000万円以下の売上げしかない農家などの事業者であっても、来年から消費税が課税されると。そしてもちろんその計算も申告のときに計算をして申告するわけですが、その計算が非常に2段階の税率がありますので、8%と10%のそれぞれについて計算をしないといけないので、非常に複雑です。そのこともあって、本町の広報東くしら、税務課で作成されたんでしょうが、9月号の15ページにインボイス制度が始まりますというお知らせの記事が出てるわけです。消費税はもちろん国税ですので、本町の本来の事務とは離れております。実態からいくと、消費税の本則課税ではなくて、簡易課税の場合は、税務課の職員が時間などがあれば、こげんすったっどというようなやり方も少し教えていただいてあげているような状況もありますけれども、私が今現時点で一番危惧してるのは、インボイスの登録をしたかと。せんといかんたっどということで、農家や事業者が1,000万円という消費税課税限度を下回っているのに、例年の申告でも下回っているのに、インボイス登録をしてしまったというような人の救済措置があるのかという問題でした。いろいろ私自身も調べてみましたらあるんですね。この適格請求書発行事業者の登録の取消を求める旨の届出書というのが税務署が発行しております。これを今月の17日までに税務署に提出しないと取消しにならないんですね、来年の1月から12月までの申告と納税が始まりますので、その取消しをさせるには、この届出

書を12月17日までに税務署に届けなければならないということに税務行政がなっております。私は、税務課も当然そのことは税務書から聞いて、通達とか通知が来ているはずだと思うんですが、そのことで、しかし現在7日ですから、今度の10日が、もう広報紙は完成したのかな、12月号は。分かりませんが、もし完成していないのであれば、この広報紙を下すときに、もしも、ちょしもと。このインボイスは取り消したいという人がおれば、このようにして手続をしてくださいというやり方を広報紙と一緒に届けてもらえないかというのがまず私の1番目の質問の内容です。

しかし、税務署というのは、非常にけしからんと思うんですが、仮にそうやって、インボイスの届出の取消しを求めることを税務署が認めても今年の10月と11月と12月のこの3か月分については、10月1日からこのインボイス制度は始まりましたから、この3か月分については、今年のこの3か月分については消費税の申告と納税が必要になるんですね。全くけしからんどねと思うんですが、制度上、法律上、そういうふうになっているようですから、そのことも含めて、ぜひ町民の間にこの取消しを求める手続のやり方を何か広報紙と一緒に届けられるような形で周知徹底していただきたいというのが最初の質問の内容です。担当課長でも結構でございますので、その辺が可能かどうか一つ答弁願います。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

私のほうからお答えします。

令和5年10月から施行されましたインボイス制度につきましては、免税事業者でありながら、取引先との関係からインボイスを登録したことによりまして消費税の課税事業者として、消費税の申告と納税が必要となっておりますが、既に町内事業者の方で、制度施行前後にインボイス登録の取消しを行った事業者もいらっしゃるようでございます。このインボイスの取消しにつきましては、手続といたしまして、税務署長宛てにその旨届出書を提出する必要があると思いますが、インボイス関連の制度周知の一つとして、広報紙等への手続等の記載を考えているところでございます。詳細については、税務課長にまたお答えさせます。

副議長（児 玉）

税務課長。

税務課長（西 田）

お答えいたします。

この取消しの広報につきましては、当初、町広報紙の1月号におきまして、掲載のほうを考えているところでしたが、議員がおっしゃるように、12月17日を持ちまして、翌課税年度の期間が間に合わないということでございましたので、こ

れにつきましては、12月11日付の振興会全戸発送を計画しております。そして、役場のロビーの1階のほうに設置しておりますデジタルサイネージのほうにおきまして既にこの取消しについての広報は既に行っているところでございます。

以上でございます。

副議長（児 玉）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

早速、税務課でも間に合うように対応していただけるという答弁をいただきましたので、インボイス問題については、これで私の質問は終わりたいと思います。

2番目に保育基準の緩和の問題です。

これは福祉課だと思うんですが、近年、この保育事業において、事故や事件が各地で発生しまして、国会などでも議論が始まっていますが、私も最近見てみたんですけども、子供1歳児は、何人につき1人の保育士と。4・5歳児は、何人につき1人の保育士というふうに基準が決められております。ところがこの基準制度は、特に4・5歳児については、1948年、75年間変わっていないということも報道されております。最近になって異次元の少子化対策ということを政府も言い出しましたが、全然異次元ではないと私は思うんですけども。その保育基準を緩和して、つまり保育士さんを何人に対して1人というのをもっと人数を増やすという方向が議論をされたんですけども、こども家庭庁のウェブサイトにもその変更のためのたたき台が載ったという報道もあれば、しかし、現実には変わらないらしいとか、あるいは、保育士を手厚く待遇した施設だけに、この保育園の運営費を国が加算して支給する方式で対応することになったとか、いろいろとごちゃごちゃと情報が入ってきてるんですが、本町の保育行政についてのそういう政府などの取扱いについてのこの指示とか、こういうふうにしますとか、そういう内容が具体的に来たら、その緩和がどうなりそうなのか、担当課長でも結構ですが、分かっていれば答弁をお願いしたいと思います。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まず、保育士の配置基準については厚生労働省令児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項において、保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所一つにつき2人を下ることはできないと定められております。

本町の各保育施設につきましては、この基準を満たした上で子供の成長や特性に合わせて、加配をつけるなど職員配置に努めており、適切な運営を行っているところでございます。

御質問にあります保育基準緩和の動きにつきましては、2023年6月13日に閣議決定されたこども未来戦略方針の中で75年ぶりの配置基準改善の内容が盛り込まれており、1歳児は6対1から5対1へ、4歳・5歳児は30対1から25対1へ改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等のさらなる処遇改善を検討することとされております。近年、全国的な保育士不足や保育ニーズの多様化に伴い、保育士の業務負担も大きくなっており、その結果、置き去り事故を初めとした重大事故につながるケースも生じておりますので、配置基準を見直すことで、保育士の負担軽減と保育サービスの向上が期待でき、お子様一人一人へよりよい手厚い保育が提供できるものと考えられます。

今後、国の基準の見直しがなされた場合は、各保育施設も国の基準に従って運営を行う必要があります。町といたしましても、配置基準の変更により、各保育施設の運営に負担が生じないように、また、子供たちの健全な保育の場が維持できるよう努めてまいります。

以上でございます。

副議長（児 玉）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

分かりました。大体私などがつかんだ情報と同じですが、これまでも保育士の処遇改善についてということで時々国からの通達に基づいて保育所への加算の内容が時々発表されて私どもも聞いたんですけれども、しかし、本町の場合についての中身については、中身というか、実態はよく分かりませんが、なかなか全体としてはなり手がいないということで、人の確保、保育士の確保というのが難しいという状態も各地にあるようです。ですから、この処遇の改善についてももちろん町として独自にできれば一番いいわけなんですけれども、福祉課を初め、ぜひ目配り、気配りを強めていただきたいということを要請いたしておきます。

そして3番目に入りますが、これは私もほとんどよく実態を知らずに通告しましたが、町の女性学級、私などの理解では、いわゆる元の婦人会みたいな組織なのかなという程度しか理解がないわけなんですけれども、この町の女性学級がどんどん減ってきていると。実態をその学級に参加している奥様などに聞くと、実は講師料をもらっているんだと。つまり講師を派遣して女性学級で何らかの、女性学級というぐらいですから、何らかの講師からの講話を受けて、活動をするという形であろうと思いますが、この女性学級への講師料を初めとする助成額について、女性と男性の女性と、お金を助成するのとほとんどアクセントが一緒なので、会話するときもなかなかばらばらになっちゃいますが、どうも女性学級への講師料金を廃止をするという動きがあるようです。それで、講師料



という形ではなくて、やはり今ジェンダー平等の取組とか、あるいは男女共同参画の問題とか、それを推進するとか、あるいはこの議員の中でも国会議員は特に女性は少ないですが、地方議員も女性を大いに登用させようという動きも各地で出てきているという状況もある中で、また私が持っている議会関係の雑誌によると、中高年の40歳を超えたようなシングル女性の生活状況の実態調査というのが全国的ではありませんが、非常に孤立しているという生活実態の状況が各地で出ているようです。ですから、女性学級を取組というか、考え方についてもっと自主的な活動に対する助成金としての性格に変える必要があるんじゃないかと、この講師料については、そこで担当課長で結構ですが、これまで町の女性学級への助成額が講師料として出ていたんだけど、それはもう廃止する方向になっているという、その理由や実情について、まず聞かせてもらいたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

私のほうからお答えします。

町といたしましては、家庭の事情や交通手段等により生涯学習講座に参加できない女性の方々を対象に各地域における女性学級の会員を募集し、各地域の集会所等で地域女性学級を開設していただいております。議員お尋ねの女性学級への助成の件でございますが、町といたしましては、各地域、女性学級に対しまして、講師謝金として1回当たり3,000円の9回分、予算を計上しております。しかしながら、各地域女性学級におかれましては、学級生の中から講師を選定して学級運営を行い、講師謝金を原材料等に充当されていることもあるようでございます。町といたしましては、女性学級への助成を打ち切るというのではなく、講師謝金の支払い方法を再度見直そうと考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（児 玉）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

講師料についての見直しという点では、町長の考えと私も一致するわけですが、ぜひ女性の自主的な活動に対する助成金としての性格に変更して、金額のほうは本人たちと相談していただければいいと思いますが、やっぱりいろいろと調理教室を開いたりして、講師料は講師を頼まなくても材料費で使ってしまったとか、そういうこともあったようなことも聞きますので、関係団体とも協議して、助成金の出し方も含めて、引き続きそういう女性学級などへの助成が続けて行われるような取組を要請しておきたいと思えます。

それでは、最後に給食費について質問いたします。

前々回でしたかね、6月議会だったと思いますが、そこでの答弁では町長はもう全額子供の給食費については、自己負担がないように負担をしたいと、町として見るというような意味の答弁をされたんですけど、前回の答弁では、いわゆる給食に関する法律に基づいて、給食費は、これは保護者が負担すべきだというふうに学校給食法でなっているということから、これはやっぱりそれに基づいて対応したいと。つまり、町としては、半額はこれまで出してきたわけですけど、全額の無償化は取りやめという答弁のように聞こえました。

そこで、全国の自治体や議員に配付されている専門書によれば、全国でどんどん増えまして、小学校のみの実施、中学校のみの実施、両方の実施いろいろありまして、全国の自治体の中で254自治体が既にこの学校給食には全額助成をやるというふうになっているんですね。そして各地の自治体の専門家の答弁でいくと、ほかの自治体でも給食費の無償化は、自治体予算のほぼ1%ぐらいでできると。自治体はその気になればできない額ではないということも寄稿をしている専門家もいらっしゃいます。そして国会では、うちの吉良佳子という国会議員、これは参議院でしたかね、「自治体はその判断によって、本来は人件費や施設整備費、修繕費、水光熱費は、これは設置者、つまり市町村が負担と。食材料費は、保護者が負担するというふうに法律上は、文章としてはなっているんだけど、これは自治体などがその判断によって、全額補助すること、これ自体も否定するものではないということで理解をしいいんですか、大臣」と国会で質問したら、盛山文科大臣が「そのように理解されるところだと思います」ということで、念を押して、そこは本当に大事なところなんですねと。一部ではなくて全額補助することも否定されてはいないということで、自治体の判断で無償化を行うということは、決して法律違反になるわけではないというのを国会で取り上げて議論をしてるんですね。

そこで町長、別に脅すわけではもちろんないわけですけど、来年の2月は町長選挙もありますし、この際、子供の給食費については、町として全額無償化で取り組むと、大隅半島にも幾つか出てきているわけですから、そういう点では一緒に本町もそういう方向を示すということに踏み切ってもらいたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本年9月議会におきまして、学校給食費の全額助成ではなく、子育て支援の一環として、さらなる助成に努めてまいりたいと考えているという答弁をしたところでございます。この学校給食というか、うちらもそうですが、鶏をいただくときは鶏は50日でいただきます。そして豚は6か月です。牛は26か月です。そういうことでやっぱり「いただきます」という言葉が出るのは、あまりにも無償化にしてしまうと、その「いただきます」という言葉が感謝の言葉でなくなるんじゃないかと思っております、お米で

## 会 議 の 経 過

しますと4か月かかります。そういうことで、やっぱり生き物、それと作物に対しても感謝の気持ちがあつていいんじゃないかなと思っております、学校給食費の負担については、学校給食法第11条に学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担とすると定められています。

令和4年度に学校給食費を無償化した自治体は全国で451、本年7月には491の自治体が無償化にしていると報道もあるようです。本町における学校給食費は小学校が月額4,000円、中学校は月額4,500円でございます。平成28年度2学期からは、保護者の経済的負担軽減と定住化促進を目的といたしまして、児童生徒1人当たり月額2,000円を町費で補助しております。

また、最近の食材費等の高騰分についても、町費で補助しております。

今後、町といたしましては、今後とも法の趣旨を踏まえつつ、学校給食費の全額助成ではなく、子育て支援の一環として、さらなる助成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（児 玉）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

この点では、引き続き取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、私の本日の質問を終わります。

副議長（児 玉）

以上で一般質問を終わります。

~~~~~

副議長（児 玉）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月15日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午後2時40分

令和5年第4回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和5年12月15日 午前10時00分
閉 会 令和5年12月15日 午前11時15分

出席議員（10人）

1番 上 池 勝 彦	2番 小 川 香 織
3番 児 玉 勇 治	4番 瀬戸山 譲 一
5番 牧 原 完 治	6番 西 園 貞 美
7番 前 田 隆	8番 上 園 ミ キ
9番 宮 地 利 雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 瀬戸山 譲 一 5番 牧 原 完 治

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜 屋 啓 子 書 記 清 瀧 美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長	宮 原 順	住民課長	有 嶋 義 昭
副町長	大 園 保 広	企画課長	中 島 孝 一
教育長	金 久 三 男	まちづくり推進課長	上 原 久
会計管理者	前 田 秀 一	農地課長兼農業委員会事務局長	上 野 勝 志
総務課長	江 口 勝 志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	社会教育課長	吉 留 潤一郎
福祉課長	倉ヶ崎 和 治	総務課長補佐	上 野 史 生
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 陳情第1号 東串良町川東境集落内（高吉寛宅前）の町道の一部、拡幅についての陳情書（委員長報告）

日程第 3 議案第47号 東串良町農業用施設立地促進条例の制定について

日程第 4 議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第49号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第50号 東串良町職員の給与に関する条例及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第51号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第52号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議案第53号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第8号）

日程第 10 議案第54号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 11 議案第55号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）

日程第 12 議案第56号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

日程第 13 議案第57号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 14 議案第58号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第9号）

日程第 15 諸般の報告

日程第 16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、配付のとおり派遣すること  
にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、配付のとおり派遣することで可決されました。  
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣  
議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決  
定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 陳情第1号 東串良町川東境集落内（高吉寛宅前）の町道の一部、拡幅に ついての陳情書

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第1号 東串良町川東境集落内（高吉寛宅前）の町道の一部、拡幅に
ついての陳情書を議題とします。

会 議 の 経 過

本件について、委員長の報告を求めます。

教育産業常任委員長 小川香織議員。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

ただいま議題となりました陳情第1号 東串良町川東境集落内（高吉寛宅前）の町道の一部、拡幅についての陳情書について、委員会での審査結果を報告します。

本件の審査は、12月11日に委員会を開き、陳情者及び建設課長の立会いのもと、現地にて陳情箇所の現状等について説明を受け調査しました。

陳情のあった当該道路は、町道池之原境線となりますが、過去に一部拡幅工事がなされているところでは幅員が約8.3から8.9メートルあり、車の離合にも十分な広さが確保されていました。しかし、陳情箇所の全長約70メートルにおいては、幅員が4.6から4.8メートルで車の離合も困難な状況でありました。また、周囲は整備されていない山林や崖に囲まれ見通しが悪いため、子供や高齢者が生活道路として利用するにも歩行の安全が担保されていない状況でもありました。

陳情者からは、日常的に利用する人が安全に通行できるように道路を整備してほしいとの訴えがありました。

建設課長からは、本陳情箇所の整備に当たっては、片側の地形が崖であり、また、補償対象の立木も点在することから多額の予算を要する旨の説明を受けました。

しかしながら、現地調査において、危険箇所の多い道路であることを確認し、以上を踏まえ審査した結果、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

会 議 の 経 過

これから陳情第1号 東串良町川東境集落内（高吉寛宅前）の町道の一部、拡幅についての陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第47号 東串良町農業用施設立地促進条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第47号 東串良町農業用施設立地促進条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第47号 東串良町農業用施設立地促進条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっております
ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第48号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

会 議 の 経 過

- ◆ 日程第5 議案第49号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第49号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第49号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第6 議案第50号 東串良町職員の給与に関する条例及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第6 議案第50号 東串良町職員の給与に関する条例及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第50号 東串良町職員の給与に関する条例及び東串良町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 議案第51号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第7 議案第51号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっております

## 会 議 の 経 過

ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第51号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第8 議案第52号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第8 議案第52号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第52号 東串良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第9 議案第53号 令和5年度東串良町一般会計補正予算(第8号)

議 長 (田之畑)

日程第9 議案第53号 令和5年度東串良町一般会計補正予算(第8号)を議題  
とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園議員。

8 番 (上 園)

福祉課長でもよろしいかと思うんですが、できたら総務課長に答弁していただき  
たいというふうに思います。今回の福祉バス購入費が組まれておりますが、なぜ今の時  
期なのか、そこら辺のところをお答え願います。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

## 会 議 の 経 過

今の質問なんですが、なぜ今かということでございます。それにつきましては、数年前から福祉バスの購入については検討をしていたところでございますが、コロナ禍によりまして、半導体関係の部分でどうしてもバスの生産をしていないということで、現在まで見送ってきたところでございましたけれども、本年度の当初予算編成時においてもバス販売会社に確認したんですが、なかなか厳しいということで、再度12月補正の編成時のちょっと前にバス販売会社に確認したところ、1社につきまして、受注生産であるが何とか製造できるというようなことでありましたので、今回このような形で寄附金も頂いておりましたので、今回こういう形で予算計上をさせていただいたということですのでよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

このバス購入に関しては補助金は使えないのか。どうでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

補助金のお尋ねでございますが、補助金につきましては私どももまず事業をするに当たってはやはり補助金、あるいは有利な起債という観点から調査したところでございますが、これにつきましては、補助金につきましては僻地のスクールバス、あるいは患者輸送用のマイクロバスという分については補助金があるようでございますが、このバスにつきましては、補助金は見当たらなかったということで、今回一般財源で対応させていただいております。先ほども申しましたとおり、以前寄附を頂いたことも考慮して今回予算計上とさせていただいたところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑ありませんか。

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

私も福祉バスの件なんですけど、運用についてです。福祉バスが現在古いのがありますよね。あれが新しいバスが来た場合、どうなるかということと、新しいバスが来た場合に会計年度任用職員を採用して新たな職員を採用して、またそれを運用されるか、そこをちょっと聞きたいんですけれども。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（倉ヶ崎）

お答えいたします。

ただいまの議員の御質問についてでございますが、旧バスの、今現在運用しているバスの使用につきましては、お風呂の送迎に使われたりしているわけでございますが、そういったところは今後も継続いたしまして、新しいバスにつきましては、各種福祉団体、老人クラブでございますとか、各協議会でございますとか、そういった方々の福祉団体の研修視察等に利用させていただくことを想定しているところでございます。

あと、会計年度任用職員を新たに雇用するののかということでございますが、現時点では、今お二人の運転手の方を雇用させていただいているところでございますが、その方々の運用で新しいバスのほうも、今二人体制でございますので、そういったところで対応できるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかにありませんか。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

先ほど同僚議員のほうから質問があったと思うんですけれども、バスの補助金がないということで、今回一般財源を使われるということでした。これまで購入されなかった理由というのは何でしょうか。これまでもやはり補助事業を探していらっしゃったけれども見つからずにどうしてもそういったやっぱり福祉バスの検討をしなくてはいけないから、一般財源でされたということでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

先ほど若干説明をさせていただきましたが、寄附をもらった年度は令和元年度でしたので、それ以降、私どももバス購入ということであらゆる角度は検討したところでございましたが、先ほど言いましたとおり、コロナ禍によって半導体が不足して生産していないということが長く続きましたので、それで今回確認いたしましたところ、受注生産であるが生産できるということでありましたので、今回このような形で予算計上をさせていただいたところでございます。

以上です。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第53号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第10 議案第54号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第10 議案第54号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから議案第５４号 令和５年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第１１ 議案第５５号 令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第３号）

議 長（田之畑）

日程第１１ 議案第５５号 令和５年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第３号）を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る７日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第55号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第12 議案第56号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第12 議案第56号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る7日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第56号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

会 議 の 経 過

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第 1 3 議案第 5 7 号 令和 5 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

議 長 (田之畑)

日程第 1 3 議案第 5 7 号 令和 5 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 2 号) を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る 7 日の会議で終わっております  
ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第 5 7 号 令和 5 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第  
2 号) を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第14 議案第58号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第9号）

議 長（田之畑）

日程第14 議案第58号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

議案第58号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,989万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ76億5,189万2,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

企画課長にお尋ねいたしますが、非課税世帯には7万円、課税世帯には2万円の商品券ということで提案されているようですが、それ以外の課税世帯に対する金額というのは検討されなかったものか。最初から2万円だったのでしょうか。聞くところによると、若い人たちなんか、あまりにも格差があるんじゃないか、7万円と2万円というのは格差がある。できたら5万円でもよかったのにと、若い人、税金をする人たちですよね。こういう人たちの意見もあるということを頭の中に入れていただいて答弁をお願いいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

課税世帯の方の声として、もう少し高い金額はできなかったということでございますけれども、先ほどおっしゃいましたとおり、非課税世帯には7万円ということで、課税世帯に対する施策につきましては国のほうから全く示されておりました。やはり課税世帯におきましても、物価高騰のあおりを受けているというのは、同様でございますが、できるだけ近い金額の施策を町としても行いたいという気持ちは十分ございましたが、ただし、国のほうからは、事業推奨分として2, 800万円程度しか本町に対しては交付されておりましたので、その金額を活用するとしますと、課税世帯に対して1万5, 000円ほどの商品券にしかなりません。そういうことから、何とか一般財源も追加しまして、何とか2万円というところまでは持っていっていただきたいと思います。できるだけ7万円との差を縮めるために、町といたしましても、できるだけ高い金額にできればよかったんですけども、ここ二、三年ぐらいの商品券といいますと1セット2万円という金額が定着しておりましたので、何とかその金額で御理解をいただければなということで、今回提案を申し上げたところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

この商品券が配付されて商品券を利用する期間というのは大変短いんですよね。それはどういう意味なのか。一応全協の中でも説明を受けたんですが、もう一度お願いいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

今回の国からの重点支援地方交付金につきましては、物価高騰に配慮しての交付金でございます。それで、国からも文書が参っておりますけれども、それについては、今般の経済対策において対策の早期執行が上げられた趣旨を十分御理解をいただき、年内の予算化に向けた検討を進めていただきたい旨の内容も記載されておりましたので、今回、早急に予算化を図ったという事情でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

昨日も協議会でいろいろ質問させていただいたわけですけど、よくあることですけど、昨日の今日なんですよ、自分たちが吟味できる時間、そして中身もほとんど提示されておられません。昨日も聞きましたけれども、今緊急の物価高騰対策という名目の2, 800万円だという説明でよかったんですかね。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

国から本町へ交付される2, 800万円ですよ。それにつきましては、推奨事業メニューとして、その中でそれぞれのまちで施策を実行してくださいということで配分が来ているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

さっき上園議員が質問されたときに、物価高騰対策とかいう文言が企画課長の口から出ましたけれども、名目、名称はそれでよろしいんですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

今回のこの交付金につきましては、国からの文書にもありますとおり、物価高騰、これに対する施策を講じるということになっておりますので、趣旨については何ら問題ないというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

昨日ちょっとお聞きしたときに使い勝手ですけど、課長、8項目あるとおっしゃいましたよね。その8項目を今ちょっと提示、教えていただけませんか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

8項目を提示していただきたいということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、国から県へこの交付金に対する情報が文書で来ております。そして、県から本町に対して、その文書の内容が来たわけですが、そこに先ほど議員からもありましたとおり、8つのメニューが示されているところでございます。これにつきましては、町として、そこを検討をしなければならないわけございまして、どのメニューが一番公平に施策としてできるかということは、町で判断をすることでありまして、それで今回その中に商品券のメニューもあったものですから、それを今回、商品券発行事業として提案を申し上げたところでございます。そのほかのメニューをとわれましても、町として、その商品券をやろうということで決定をいたしまして、そして今回予算を上げているわけでございますので、今この場で予算を提案している中でほかのメニューを申し上げましても、それはちょっと意味のないことではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4回目になりますけど、特に今回まで許します。

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

4回ということで、もう一まとめで言いますけれども、昨日の続きです。まとめて言いますね。何でそのメニューを提示されないのか。昨日の今日ということを最初に言いましたよね。我々議会がそういうことを知るよしもないということですね。

それと昨日、何で2月いっぱいの期限で発行されたのか。もうそこに絞っていきたいと思います。2月限定の商品券でしたけど、2月は何かといったら、もう発言権は今これでありませんが、町長選と重なるんですね。だから昨日も言われたと思うんですけど、その2月限定が町長選と重なる、これ何だろうって勘ぐってしまうんですよ。それで昨日、課長言われましたね。これは繰越しでも使えるお金だということを言われました。ということは、なぜ3月でなくてもいいんですか。繰越しだったら4月、5月、6月も使えるお金ですよ。なぜ2月に限定するんですか。

以上です。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、国からの文書の中に年内の予算化に向けた検討を進めてくださいと。そして早期執行をぜひ御検討くださいということになっております。本町といたしましては、年度内の執行をしないといけないわけでございまして、そうなりますと、商品券の予算が可決していただければ、それから商品券の印刷をすることになります。そして商品券が手元に納品されるまで、しばらく時間を要します。実際来るのが1月中旬ぐらいになります。それから各課税世帯へ配付した場合に、1月いっぱいにて全て配付が完了するということになります。会計年度独立の原則もございまして、年度内にそれを執行しないといけないということから、2月いっぱいという期限を設けたところでございます。そして3月は国に実績を報告しないといけないということになっておりますので、その2月、1か月間で消費をしていただきたいという考え方でございます。そこでまた浮いたお金は、また3月とか4月とかに活用していただくこともできるという考えの下、このような内容にいたしましたところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

なければ、私のほうから質疑をしたいと思いますので、副議長と交代します。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時34分



再 開 午前10時36分

副議長（児 玉）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長が質疑をするため、副議長の私が議長の職務を行います。

質疑を続けます。

質疑はありませんか。

10番 田之畑議員。

10番（田之畑）

私からもただいま議題となっております議案第58号についてでありますけれども、その中の商工費の中の商工振興費について、今回計上されておりますのが、物価高騰緊急支援対策事業補助金として4,070万円計上されているわけでありますけれども、この内訳が国庫支出金で2,850万6,000円、それに一般財源が1,338万円を計上しておるところであります。この件についてですけれども、国が国策として、物価高騰対策として、非課税世帯に対して7万円の給付を行うことを決定したわけでありますけれども、それは国策として、全国に非課税者に対してそのような政



策を実行したわけでありまして、課税者に対するものについては、これは今回行っていないわけでありまして。ところが本町においては、非課税者に7万円が支給されるんだから課税者に対しても何かをしなければいけないというような考え方で、それで今回このような商工振興費の中で予算を計上して、そして課税世帯に対して2万円の商品券を配付すると、こういう内容になっているわけでありましてけれども、町税の使い方、公平性という観点からすると、非課税世帯は国が交付した国のお金で交付される。ところが本町の課税世帯だけを対象にして、町の財源を、要するに、2万円の給付を行うということについては、非課税者から見れば非常に不公平ではないかと。例えば、2万円の商品券を今回この予算が可決されたとして、そしてそれを各家庭に課税世帯に配ったと。非課税世帯からすれば、自分のところにはそういう商品券は来ない。これはどういうことかと。当然疑問を持つでしょうし、これはおかしいじゃないかと。我々が7万円を受け取ったのは国からのお金だと。ところが町のお金を課税者だけが取るというのはおかしいじゃないかという批判は当然出るだろうと。この点が1点ですが、それに対してどう思うかというのが一つあります。

それから、町長は既に9月の時点で、町長選への出馬を表明し、そういう2月の町長選挙に立候補するという前提があるわけです。この前の国の7万円の給付金の問題についても、当時は今の岸田内閣が解散をするんじゃないかといううわさがされている中で、このような給付金は選挙目当てではないかとか、ばらまきではないかとかいう国民の間の批判もあったわけです。しかし、国は政府は岸田内閣は解散はしませんでしたから。だけどあなたの場合は、もう既に2月に選挙があることははっきりしているわけです。その上であなたはもう既に立候補も表明されているわけです。その中で、この2万円の商品券の給付というのは、誰がどう見ても選挙目当てではないかとか、そういうふうに疑われるのは、これはもう当然だろうと思いますよ。時期が悪いと。だから私は、これをやるんだったら、選挙が終わってから給付をすべきだと思うんですよ。それがせめてもの道理だと思います。それを2月中にこれを全部使い切れと、そういう商品券の配り方というのはないと思いますよ。だからその点について、選挙の終わった後に商品券の配付をするというふうに変えられないかどうかということについて町長の見解を求めたいと思います。

それから、私はできるならこの予算は、繰越しにするなり、今回、修正案も出るようではけれども、町民の税金を公平に使うという意味からすれば、今回のこの措置というのは、私は間違いだと思っていますけれども、町長はこの事業をどうしてもやらなきゃならないのかどうか、その点について、まず第1問目として、答弁をお願いします。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

課税世帯に対してのみ、交付金に一般財源を上乗せして商品券発行を実施することは、

一般財源の使い方として公平性に欠けるのではないかという御質問でございますが、私は公平性に欠けるとは全く思っておりません。国の交付金においても、非課税世帯1世帯に対しての7万円が交付される中、所得中間層が多い課税世帯に対しても何かしらの施策を講じなければならないという強い思いの下、課税世帯に対する2万円相当の商品券発行事業の関連予算を御提案申し上げたところでございます。

本町の課税世帯からの令和5年度の個人町民税額は、現時点におきまして約2億円と見込んでおります。課税世帯には、一般財源の中でも極めて重要な自主財源を納税していただいております。町民の福祉向上のための各施策の財源として活用がなされております。

現在の物価高騰の現状は、非課税世帯だけでなく、課税世帯も家計負担に大きな影響を受けておられますので、本町の一般財源確保の視点から大きく貢献されている課税世帯に対しても、とても大変な今こそ同じ一般財源を充てて生活の支援を行うということは至極真っ当な考え方ではないかと思っております。

したがって、課税世帯への商品券発行事業を行うに当たりまして、国からの交付金に一般財源を上乗せすることに対しまして、公平性に欠けるとはみじんも思っておりません。

2番目の選挙運動という御意見がございましたが、もし選挙運動をするならば、非課税世帯にも配って、それこそを選挙運動と見られるのは当然じゃないでしょうか。配らないほうがまだ私自身の正当な考え方であると思っております。

予算の繰越しは考えておりません、今のところ。

以上です。

副議長（児 玉）

質疑はありませんか。

10番 田之畑議員。

10番（田之畑）

ただいま町長の答弁をいただきましたけど、結局課税世帯に配付すること、非課税世帯には配付しなくて、課税世帯にだけ配付することは不公平だとは思っていないと、こういう答弁でしたけれども、その認識自体が私に言わせれば非常におかしいと思うんですよね。だから非課税世帯は国からのお金で来ているわけですよ。それは当然なんですよ、国策として国が決めたわけですよ。だからそれは全く別に切り離して考えるべきなんだ。町民が一様に公平に何らかの恩恵を受けようと思うならば、それは別に国のものとは別として当然対応を考えるべきであると、そう思いますよね。だけど課税世帯は税を払っているからというけれども、当然所得のある人は、当然税を払うんですよ、誰でも。税法に基づいてちゃんと申告をして、払うべき人は払うようになっているわけですよ。税を払っている人が町に貢献していると。じゃあ、非課税世帯の方は町には貢献をしていないのか。非課税世帯の人も当然町には貢献してますよ。町民である、町内に住んでくれている、町内で生活をしてくれている、大きな貢献ですよ。それを課税世帯だ

けが町に税金を納めて貢献しているという考え方もそれは全くなっていない。町長、あなたは自分の所得は幾らですか。年間1,000万円程度の所得があるんですよ。あなたが、その1,000万円も所得がある人がやっぱり2万円の商品券をもらえますか。くれるものはもうよと。だから非課税世帯の方々に国が7万円の給付をするということは、やはり所得がないから、生活に窮しているから、物価が上がってなおさら苦しいだろうという思いで、金を出すんですよ。この金を出し方の方法、福祉の面があるわけですよ、福祉ですよ、これは。それを所得のある人に対して、税を払っている人に対して同じようにこれを特別にそういう人たちも大変だろうから、2万円の給付をやりたいと。だから給付をするんだったら選挙が終わってからしなさいよと。そうでなければおかしいよと。あなたの町長の資質、それを問われますよ。今日は新聞の方もみえていると思いますけどね、意識としておかしいですよ。誰が考えても、やるんだったら当然あなたが選挙に出られて、当選されるかどうか分かりませんが、新しい町長のもとでやるんだったらやるべきが必要じゃないですか。そう思いますが、あなたが課税世帯にこれをやることは不公平でないと言われた。そのことについて再度確認をしておきますけれども、そのことは間違いないですね。

副議長（児 玉）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど申したとおりで、ございません。

副議長（児 玉）

ここで議長と交代します。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時50分

――◇――

再 開 午前10時50分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

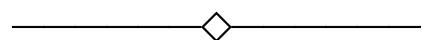
議案第58号 令和5年度東串良町一般会計補正予算(第9号)に対する修正の動議を提出いたします。

議 長 (田之畑)

ただいま小川香織議員から、議案第58号 令和5年度東串良町一般会計補正予算(第9号)に対する修正の動議が提出されました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時52分



再 開 午前10時56分

議 長 (田之畑)

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号 令和5年度東串良町一般会計補正予算(第9号)に対しては、小川香織議員ほか1人から配付しております修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

議題となっております令和5年度東串良町一般会計補正予算(第9号)に対する修正動議について説明いたします。

修正の内容につきましては、歳出予算の款7商工費、項1商工費に係る補正額1,338万円を削減するため、所要の修正をするものであります。

議案第58号 令和5年度東串良町一般会計補正予算に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び東串良町議会会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出いたしました。

修正については、歳出予算、款7商工費、項1商工費に係る補正額1,338万円を修正いたしたく提出したものです。

修正案について説明いたします。

第1条の歳入歳出の総額に追加する金額1億3,989万2,000円を1億2,651万2,000円に改め、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億5,189万2,000円に改める。

歳入につきましては、補正予算書、第1表 歳入歳出予算補正、款10地方交付税、項1地方交付税、補正額1,303万円をマイナス35に修正し、歳入合計補正額1億3,989万2,000円を1億2,651万2,000円に改め、歳出につきましては、補正予算書、款7商工費、項1商工費補正額4,188万6,000円を2,85

0万6,000円に、補正予算書の歳出合計補正額1億3,989万2,000円を1億2,651万2,000円に改める。

なお、この補正額の修正に伴う計の欄の修正額は修正案に記載のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

提案理由を申し上げます。

令和5年11月2日に閣議決定された総合経済対策において物価高騰により家計に大きな影響を受けている低所得者世帯に対して、その負担を軽減するため、国の交付金を活用した7万円の支給に伴い、同じ影響を受ける課税世帯の経済負担の軽減も早急に図るべく、町独自の支援として、今回の商品券発行が予定されているということを去る令和5年12月14日の全員協議会の中で説明をいただきました。

しかしながら、その説明によると、1,338万円が一般財源から活用される予定とお聞きし、また、商品券の納入については、先ほども質疑の中で答弁がありましたが、1月中旬を予定しているため、発送は1月いっぱいとされており、予算については、繰越しも可能だが、令和5年度の実績として国に報告したいという趣旨の説明から、商品券の利用については、2月いっぱいとする利用期限を設けた事業という説明でありました。実質1か月程度の利用期間しか設けない今回の支援事業に対して、大切な町民のための血税を活用させていただく事業として、町民にとって十分な利便性が確保されているとは言い難い状況が考えられます。

また一般財源を活用するのであれば、さらに効果的、また多様な選択や利用方法も検討できると考えられます。そのため、商品券の利用期間については、より長期間の利用が可能となるような、また補正予算の原資の効果がより広範囲に適用されるよう審議を十分に行い、活用していただきたく、修正動議を提出いたしました。

町民の立場に立った使い方を検討していただくべく、議案第58号 令和5年度東串良町一般会計補正予算（第9号）の一部を修正するものであります。議員の皆様におかれましては、よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これより、修正案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

提出者にお尋ねいたしますが、今回一般財源を使う、そういうことに対して、異議を申されたわけなんです、じゃあ、国策として7万円配付されるお金はどんなお金なのか。どういうふうに理解していらっしゃるのか、お答え願いたいと思います。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今いただきました質問に対して少し趣旨が分からないのでもう一度質問していただけないでしょうか。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

一般財源を本町が使う、それに対して異議を申されたわけなんです、国が配付するお金は、いわば町の一般財源は税だ、税金だというお話の下、話をされるわけですね。国の配付されるお金はどういうお金なのかというところをお尋ねするところなんです。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。国策というものと一般財源、そして町の事業というものを一緒に考えるということはちょっと趣旨が違うのかなと思っております。

そして私の修正案の内容をお聞きいただいておりますでしょうか。財源を活用するのであれば、町民の立場に立った使い方を検討していただきたいと、一般財源、国策でしたら使い道が決まっていちゃいますよね。でも一般財源を使うのであれば、多様な選択や利用方法も検討できるのではないかと考えるため、もう少し審議いただいて、一般財源、血税をきちんと公平に多くの方が納得するような使い方をしていただきたく、今回修正案を出させていただいたところです。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

私は、これは原案に対して、賛成の立場で討論をいたします。

今、質疑の中でもありましたけど、非課税世帯の7万円、また我が町の課税世帯の2

万円、一般財源が1,303万円ですよね。一般財源を使うわけですよ。この国の7万円も我々の税金だと思うんですよね。我が町の一般財源もこれは税金ですよね。だから、同じ税金を使って、非課税農家には国が7万円くれる、配付する。ほかのところはないかもしれませんが、我が町は、課税世帯に一般財源を使わなければ、さっきの企画課長の説明の中では1万5,000円ぐらいだと。それではちょっとさっき質疑もありましたけど、まだ多いほうがいいんじゃないのかとか、5万円ぐらいでいいんじゃないのかというような話もありましたけど、それでは町ももたないだろうと思って2万円ですよ。それで2月いっぱい、年度内ということで、年度内は、課税農家も非課税農家もお金がかかりますよね。正月が来て、入学、卒業が来るわけですから。それで2月いっぱいだと、これは妥当だと思います。だから私はこの原案に対しては賛成いたします。

議 長（田之畑）

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

反対者はいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

私は、原案に賛成の立場で討論に参加します。

現在の岸田内閣に対して、国会でも相当この物価対策は早くせえと、特にこの消費税を引き下げることが最高の物価対策であり、景気対策だという方向に世論も動いてきているわけですね。ですから私は、中身、どれを使うかということもちょっと議論になりましたけれども、既に5か月間もガソリン代が連続して値上げされているという状況などを考えたときに、遅きに失したと。だからそういう意味では、早急にこの関係者に対して町民に支給するような形を取るべきだと、急いでせえということが中心の討論でございます。経済対策、物価対策を早急にさせるという意味では、いろいろとその財源等について意見はあるでしょうが、遅きに失したということを考えれば、原案のとおり早急に実施してもらいたいというのが私の討論です。

以上です。

議 長（田之畑）

次に、修正案に賛成の発言を許します。

4番議員いいんですか。

ほかに討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第58号 令和5年度東串良町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

まず、本案に対する小川香織議員ほか1人から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について、起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第15 諸般の報告

議 長 (田之畑)

日程第15 諸般の報告を行います。

教育産業常任委員会の調査について報告を求めます。

教育産業常任委員会委員長 小川香織議員。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

教育産業常任委員会での諸般の報告について、報告をさせていただきたいと思います。

教育産業常任委員会では、10月10日に東串良町露地野菜振興会の方々を対象に「露地野菜の作付における現況と課題について」意見交換会を行いました。意見交換会の中では、「資材高騰に関する支援」・「国・県等の補助金申請」・「農業後継者に関する支援」・「町外圃場に対する町補助金の適用」・「獣害対策で活動する猟友会への

支援」等について、意見や要望がありました。

当委員会では、この意見交換会で聴取した露地野菜振興会の方々の現状や困り事について委員会において内容を整理し、11月21日に、農林水産課長に対し、本町の施策等について説明を求める方法で調査を行いました。

これらの調査の概要については、配付しております委員会調査報告書の1ページから5ページに記載しておりますので御参照ください。

次に、調査報告書の5ページをごらんください。

当委員会では、露地野菜振興会の方々から聴取した意見及び本町の施策や現状等を照らし、農産物の振興対策を図る上で、次の提言をまとめました。

読み上げます。

①大根・キャベツについては、契約栽培が主流だが、圃場を見ると、未収穫が見られるなど、契約栽培の問題点がある。国の価格安定制度に加入はできないか、執行部においては、農家支援の一策として検討すべきである。

②執行部においては、国・県の補助金申請に関し、迅速な情報提供と分かりやすく適切な対応をさらに進めるべきである。

また、申請事務の人材に地域おこし協力隊の起用を検討されたい。

③農業の支援制度は国や県、町単独の資金補給など多種多様である。それらをリストアップし関係者に提供してほしい。厳しい農業経営環境を少しでも緩和できるように、執行部においては、関係者と協議し改善策を図ってほしい。

④水土里サークル事業は、多面的機能支払いというシステムをもって確立され、様々な用途目的に資金供給される制度である。この事業の拡大・拡充が図られれば地域の営農活動に多大な貢献が期待できるので、執行部においては本事業のメリットを啓発すべきである。

例えば、耕作放棄地の解消や鳥獣被害対策の費用にも適用されるので、農林水産省のホームページに掲載されている先進地事例を参考に積極的に促してほしい。

以上、報告を終わります

議 長（田之畑）

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

◆ 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長（田之畑）

日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長 (田之畑)

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、配付した本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項、並びに議会の在り方について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第4回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会            午前11時15分